

平成21年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成21年3月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年3月12日	9時30分	副議長	池田	実
及び宣告	散会	平成21年3月12日	15時25分	副議長	池田	実
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	欠
会議録署名議員	6番	品川義則	8番	林博文		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山敏行		
	教育長	松隈亞旗人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	会計管理者	高木英文		
	税務住民課長	安永靖文	教育学習課長	古賀芳博		
	健康福祉課長	岩坂唯宜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1		第15号議案の訂正の件
日程第 2	第 1 号議案	基山町に副町長を置かない特例条例の制定について
日程第 3	第 2 号議案	基山町に副町長を置かない特例条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 4	第 3 号議案	基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の制定について
日程第 5	第 4 号議案	基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第 6	第 5 号議案	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
日程第 7	第 6 号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 7 号議案	基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
日程第 9	第 8 号議案	基山町汚水処理施設管理条例の一部改正について
日程第10	第 9 号議案	基山町立図書館設置及び管理条例の一部改正について
日程第11	第10号議案	基山町固定資産評価員の選任について
日程第12	第11号議案	基山町教育委員会教育委員の任命について
日程第13	第12号議案	町有財産の無償譲渡について
日程第14	第13号議案	町道の路線の廃止について
日程第15	第14号議案	町道の路線の認定について
日程第16	第15号議案	平成20年度基山町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第17	第16号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第18	第17号議案	平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
日程第19	第18号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第20	第19号議案	平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第 3 号）
日程第21	第20号議案	平成21年度基山町一般会計予算

日程第22	第21号議案	平成21年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第23	第22号議案	平成21年度基山町老人保健特別会計予算
日程第24	第23号議案	平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25	第24号議案	平成21年度基山町下水道特別会計予算
日程第26		予算特別委員会の設置について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

副議長（池田 実君）

ただいまの出席議員数12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 第15号議案の訂正の件

副議長（池田 実君）

日程第 1 . 第15号議案の訂正の件を議題とします。

町長から第15号議案の訂正の理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。本当に申しわけございませんけれども、訂正とおわびを申し上げさせていただきます。

第15号議案の平成20年度基山町一般会計補正予算（第5号）でございますが、その中におきまして、基山小学校改築事業の継続費につきまして、不手際により欠落しておったということでございます。まことに申しわけございませんけれども、議案の訂正をお願いさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

副議長（池田 実君）

お諮りします。ただいま議題となっております第15号議案の訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

異議なしと認めます。よって、第15号議案の訂正の件を許可することに決しました。

日程第 2 第 1 号議案

副議長（池田 実君）

日程第 2 . 第 1 号議案 基山町に副町長を置かない特例条例の制定についてを議題とし、本件に対する質疑を行います。原議員。

11番（原 三夫君）

第 1 号議案の基山町に副町長を置かないという特例条例が提出されておりますが、この中で、提案理由の中に、ここに読んでもらったらわかりますけど、「現下の厳しい財政状況」

ですね、それと「政策決定における過程の変更」、並びに「役場内協働の推進及び職員の行政能力を高めるため」と、こういうことで行財政改革の一環として置かないというふうになっております。

それで、私がまずこの提案理由の中で町長に御答弁いただきたいことを幾つか申し上げたいと思いますけど、これ3回までですかね、副議長。

副議長（池田 実君）

はい。

11番（原 三夫君）続

じゃ、まとめていきます。

まず最初に、「厳しい財政状況」とこの「政策決定における過程の変更」、それから、「役場内協働の推進及び職員の行政能力」、これとどのような関連があるのかですね。置かないことによってどういうふうになると確信されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

以前も申し上げておりますし、この施政運営方針でも申し上げましたように、まさに厳しい財政、そして行政改革、機構の改革というような両面があるわけでございます。直接的にやはり財政非常に厳しくなっております。起債の残がもう予測あたりをしますと大変厳しいものがあるということでございます。それが直接的に財政のためというのが1つでございます。それからもう1つは、役場内の協働と申しますか、機能レベルアップということ、これをやることによってさらに財政的にも、当然機能的にもレベルアップすることとともに、やはり財政的にも有効になるというような考えを持っておるわけでございます。その両方で今度提案をいたしておるということでございます。（「いや、あと政策決定の過程の問題はどういうふうになるのか。あと2つ残りをね」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

政策決定の過程と申しますのは、やはりもう少し職員自体が幅広い発想、視野の広い発想、

提案をやっていくべきだというふうに思います。それから、それをみんなで協議するというシステム、そして十分に協議したことによってストレートに素早い決断、決定というような、こういう決定プロセスの合理化、機能化ということにこれは有効だろうというふうに思っております。そうすることが、先ほど申しますように財政的にも貢献できるというようなことでございます。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

厳しい財政状況があるから、結局、今までも副町長の年俸の、私もよく存じませんが、14,000千円くらいですか、そのあたりの年俸、報酬だと思いますけど、それを削減したいと、端的にそういうことかなと思いますが、私は、ただその14,000千円のお金を置かなくて縮減したから、町民のサービスにそれがつながるかどうかな。行財政改革というのは何のためにあるのか、その辺が私は重要であると。行財政改革をやっていただくのは私は賛成でございます。私も改革をするほうの一人だと思っておりますので、その点は同調いたします。しかし、経費削減して行政改革をやるのがどのように住民にいい方向につながるかと、私はその点に力点を置いております。それからすると、年俸14,000千円を副町長を置かなくて縮減したところで、それが本当にいい方向に結びつくのかどうか、この点が私は不明だと。逆に申しますと、約14,000千円くらいだと思いますが、それくらいの経費節減はいっぱいほかにするところがありますよ。いろんなものがいっぱいあります、そのお金くらいあったら。だから、副町長というのは、町長の中に補佐役として基山町の将来を一緒に考えていく、そういう意味では非常に大切な役割の一つと私は思っております。

それともう一つ、「政策決定における過程の変更」というようなことが出ておりますが、今、町長も御答弁されました職員の幅広い知識、いろんなものでスピーディーにやって住民サービスにつなげていくと、そして経費削減になるということですが、それは確かにそうだと思いますけど、政策決定における過程の変更をどのように本当にやろうとしてあるのか、そこが私にははっきり見えないと思っております。

それから、最後になりますけど、「役場内協働の推進及び職員の行政能力を高めるため」とあります。では、この職員の行政能力を高めるためにはどういうことをしようとしているのか。そういういろんな置かないことについてどういうふうに将来やっていくのか、そう

いう姿が私には見えてきません、言葉だけで。それは今からだ、そういうものは今からやっていくんだと。まず副町長を置かないことが先決で、その後は全部考えるんだと、そういうことであろうかと思いますが、やはりこれに賛成か反対かと言われたときには、最終段階のそういう点まできちっと示していただかないと、なかなか難しいということが現実ではないかと思っております。

それで、町長にお聞きしますが、職員の行政能力を高めるために、今後どのようにされていこうと考えてあるのかですね。もう当然持ってあると思うんです。しかも、副町長が去年の10月末日をもってもうやめてあるわけですかね。あれからもう4カ月はたっておるんですよ。その間もいろんな試行錯誤が町長にはあられたと思っているんですよ、これを提出されるまでに。多分その点は当然もういろんな構想が自分の中にはあるんだと思っております。そこで、今の行政能力を高めるために、今後の達成のためのそういう計画はどのようなふうになされようとしているのか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

まず、財政ということでございますけれども、確かに先ほどから言いますように、直接的には13,000千円、14,000千円というような数字でございます。これはいろいろな面でもっともっと削減できる部分があるんじゃないかというようなことでございますけれども、まさにそうだと思います。しかしながら、それはそれでやっていながら、やはり直接的に14,000千円の削減ができるという、これはもう当然否定はいたしませんし、事実だと思います。

しかしながら、それによってむしろサービスが低下するんじゃないか、機能が麻痺するんじゃないかというような御心配だろうと思っておりますけれども、私は決してそういうことは考えておりません。むしろそれをプラスに持っていくというようなことでございます。と申しますのが、先ほどから言いますように、やはり役場内で本当にみんなで知恵を出し合って頑張っていくというような、そういう政策決定プロセスをやっぴりこれからやっていかないと、本当の意味の役場の機能というのはできていかない。ただ言われたことをやるだけではやっぴりいけないというふうには思っております。したがって、本当に機能化させるという意味、そして、そのためにはもっとみんなで会議を持って、みんなの意思で決定していく、提案もしていく、決定もしていくというようなことがこれからはやっぴり必要だと。それがひ

いては財政にももちろん通じているもんだと、削減といいますか、機能化することによって財政削減にもつながっていくということでございます。そのためには、本当に今4カ月ばかりやっておりますけれども、まだ本当に試行段階ということで、できるだけみんなで話し合おうというような形で、以前は一回庁内調整会議というようなことございましたけれども、それを2回にふやし、これから本当にこれが決定できれば、4月からはやはり、全員が集まるかどうかは別にしましても、代表制なり何なりというようなことで、やはり週に1回ぐらいはみんなで問題を持ち合って、ああしたほうがいいんじゃないか、これやったほうがいいんじゃないかというような提案の仕方もやっていくと、それがやっぱり機能化だろうというふうに私は考えております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

これで3回目でございますので。

いろいろ町長が副町長を置かなくて制度改革をやっていって町民のサービスをやっていくんだと。それなりの相当の苦勞と労働力が、体力が要ることと私も非常に心配をしておりますが、私はいかなる組織、いかなる団体、企業、役場も含め、人を動かすということの問題ですね。人はなぜ動くか、なぜ動かないのか、その点をやはりもう少し、失礼な話ですけど、その点に私は問題があるんじゃないかと。1人の人が100%とはいきませんが、100%に近い能力を発揮するためには、やはりお互いにそこには一つの信頼関係、これがないと人は動かない。これは全体的に通じる問題と私は思っております。お互いに信頼し合って、本当に励まし合ってやろうという雰囲気をつくり上げることじゃないでしょうかね。ただ上から自分の考えだけで仕事を押しつけようとしても、それは無理じゃないかと思っております。課長初め、力を出して職員一同になってどうやって取り組んでいこうとするのか。だから、そういう点では、私は副町長を置かないから立派になるというものにはならないと思っております。

以上で終わります。

副議長（池田 実君）

答弁しますか。町長。

町長（小森純一君）

答弁求められているのかどうかはあれですけども、私、今のを聞いておりまして、やはり人は何で動くか。信頼関係はもちろんそうでございます。それから、やっぱりやりがい、やる気、この辺が一番問題になるところだろうと思います。したがって、そういうふうなやれるようなシステムづくりといいますが、やっぱりそういう縦割りじゃない、みんなでやるというようなシステムづくり、指示待ちじゃないんだというような気持ちになってもらうと、そういうふうにしていくというようなことが大事だというふうに思います。これを押しつけと言われれば押しつけかもわかりません。しかし、私も今まで大分リーダーシップを持ってやれというようなことも言われてきましたので、その辺は裏腹だろうというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

最初にですけども、11月23日に全員協議会がありまして、12月議会でも質問しました。そして2月10日にまた全員協議会があり、この問題については何度となく意見も述べさせていただきましたし、議論をした中です。

私は、町長が今日までずっと全員協議会含めて言ったのは、今から先、課長みんなで分けて協働で仕事をするんだと、そして協働、まちづくりの役場バージョンなんだというの也被言われました。ある議員から、これ歳出削減が一番の理由じゃないのかというふうな質問に、いや、そうではないと。今からの機構改革する中で、協働の役場バージョンでやっていくんだというふうな理由をずっと言われてきたわけです。

しかし、今回の提案理由、最初にやっぱり出てきているのが財政状況の悪化含めて行財政改革の一環なんだと。早い話が、これ削減が目的だったんだというふうなとらえ方されるんですね、どうしてもこの提案理由は。そうすると、今日まで町長が言われてきた理由とちょっと違うんじゃないかというようなのが1点あります。

そして、この副町長を置かないというのは、これ一つの人事権でもあるんですね。町長が決めることもできるんですね。しかし、これを特例条例として出されるというふうになれば違うんですね。だから、条例を改めるんじゃなくて、副町長は置いているけれども、当面副町長不在でやっていくというのと、この特例条例を設けてやっていくぞというのはまた違うんですね。だから、いろいろ心配もするわけです。なぜかという、特例で平成24年2月19

日まで置かないというふうに決めれば、もし何かが不測の事態があったときにはどうするのかと。当面気持的に条例を変えるのだって、当面置かないと言えば、いつでも副町長を配置することができるんですけども、こうした特例条例で置かないというふうに決めれば、また条例が新しく作り直さないと置けないという問題がありますね。だから、この前、一般質問でも少し言いましたけれども、不測の事態に今こたえるような体制をとっておかなければならないのではないかという心配が、これは町民の方にも多分にあるんだろうと思います。それで、そういうのも踏まえながらですけども、平成24年2月19日まで置かないとなっていますね。それは町長の任期期間中だからと思うんですよ。今、町長は2期目、3期目されるかどうかわかりませんね。そうすると、特例ですので、多分平成23年の12月議会ではこれまた条例改正をして、2月20日以降は副町長を置くというふうな条例を改正しなければならなくなると思うんですよ。しかし、町長はまた今度3期目当選したとしますね。そうすると、また副町長は置かないんだというふうになれば、今度平成24年の3月議会にもう一回今度また置かないというふうな特例条例を出さなければならなくなりますね。だから、本当に今そういう不測の事態を考えてするとき、これが、こういうやり方で本当いいのかなというふうに思いますけれども、この点について町長はどのように思われますか。

副議長（池田 実君）

町長

町長（小森純一君）

まず、本当に政策決定システム、あるいは協働が目的なのか、あるいは削減なのかというようなお尋ねだと思いますけれども、私も一貫して言っていますのは、削減ありきでこれを考えたわけじゃありませんということでございます。やはり一番は政策決定のシステムというようなこと、それから、確かに協働という言葉も使いました。これはやっぱり今は町民の皆さんと協働で協働でと言っている時点で、それじゃ役場内はどうなんだというような、必ずそれが返ってまいります。やはりそうしたときに、役場内ももう少し協働というか、機能化というか、そういうことも進めていかなければ、やはり縦割りでというようなことではいけないということの意味で、まずそちらのほうが私の気持ちのきっかけとしては先だったんだということでございます。当然それに対する削減というようなことは、先ほどから言いますように、直接的、あるいは間接的にいろんな意味で削減も期待といたしますか、あり得るということだと思います。

それからもう1つ、最初から重松議員の御指摘はもちろん十分わかっております。不測の事態のときにどうするんだというようなことでございますけれども、これは本当に心配すれば、人というのはわかりませんし、だから、いつ何どき私自身にどうなるかというようなこともありましようし、それからまた、どういう事態が起きるか。新型インフルエンザというようなことでもございましようけれども、そうしたときの危機管理なんかをどうするかということでございますけれども、これには職務代理者といいますか、まず総務課長というようなこと、それから、6名ぐらいの順位がございます。次に企画政策課長、その次がこども課ですかね。ちょっと資料、税務住民課長かな、そういうふうな順番が決まっておりますので、それで対応はできると。それは職員とそうじゃない、選挙で選ばれたもんじゃないじゃないかというようなことはございましようけれども、不測の事態ということであれば、そういうことで対応できるということじゃないかと思ます。

それから、もう1つのお尋ねでございますけれども、条例を改正する必要があるのかというようなことでございます。当初私も条例改正はする必要もないし、むしろすべきじゃないというようなことのを考えを持っておりました。しかしながら、やはり考え方としては定数というのが決まっておると。副町長1名、市あたりにおいては副市長2名というような定数が決まっておるわけでございますけれども、この定数というのは、やっぱり一般の職員の定数条例の定めるような定数のように、その最高定数を決めたものと解すべきじゃなくて、必ずその定数だけの副知事または副市町長を置く趣旨と解するべきだろうというような考え方がございまして、やはりこれは定数1というようなことが決められている以上は置くべきなんだというようなこと、そうじゃなければ、それをやっぱり改正しなきゃいかんというような県からの指導もございますし、この書き物もございます。そういうことで、やはりこれは一応条例を改正させていただく。ただし、特例条例ということでございます。

それで、今度は3年後に、それじゃまた、それをいずれにしても扱わなきゃいかんじゃないかということでございますけれども、それはやはり臨時議会でも開いていただいて、そして、そこでどうするかというような、継続なのかどうなのかというようなことは、やっぱり議決をいただかなければいけないということだというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

副町長を置かないという町長の理論づけといたしますか、町長の決意は決意として私は敬意を表しますという言い方は前回12月議会でもしたんですけれども、確かに決意は決意として敬意を表します。今度21年度の予算にもう副町長の予算は全く入っていませんね。だから、県がこの条例改正しなければならないというふうな資料もあったというふうな言い方をされていますけれども、これは予算を組まないというふうになれば条例も改正しなければならないと。しかし、予算は組むと、今度の21年度に副町長の予算を組んでいるんだと。しかし、当面自分が今改めて捜しているけれども、当面いないと。1人で頑張っていこうという場合には、これ条例改正する必要ないんだと思うんですね。だから、この辺解釈の問題もありますし、定数の関係もいろいろ言われましたけれども、基山の場合もそうですけれども、課長が課を2つ見ると。課長が2つ見るというふうな関係では、別にそこに余り定数にこだわらなくても私はいいのかなというちょっと理屈も持っています。

それから、これ3月7日の朝日新聞に、見られたでしょうけれども、基山が副町長廃止案と。基山の副町長廃止ぐらいで朝日新聞にやっぱりこうして大きく載ると。これは何かというと、県内初という中身ですね。だから、よその自治体も多分注目しているんだろうと思うんですね。この基山の副町長を置かないというですね。そして本当に基山はそれでどうなっているのかと注目していると思うんですね。

そうした中で、町長もいつか言われましたけれども、全国で49町村、今、副町長を置いていないところがあるんだと言われました。この新聞には熊本県の小国町、沖縄県の嘉手納町と座間味村ですか、九州ではこの3町村なんだと。私もちょっとインターネットで調べてみたら、小国町は人口が8,560人ですね。嘉手納町は1万3,921名の人口ですけれども、ここは部と課の体制なんですね。総務部、福祉部、建設部と部をつくって、その部の下に課をつくっていると。だから、役場の機能体制がはっきり言って基山よりも大変こういう部課の体制というのは整備されているんですね。物すごく課の数も多いです。調停委員会だけでも多分3つぐらい課があると思うんですね。それから、座間味村は人口が1,032名ですね。そうすると、基山の財政規模、基山の人口、基山が広域行政からこれだけ幅広くやっているという部分とはちょっと単純に比較できないなというのを私は思っています。

それで、町長は49町村全部調べましたということを申されましたけれども、この49町村の基山ぐらいの人口、基山ぐらいの財政規模のある町村をぜひ、そこに資料がなかったら、資料も出していただきたいんですけれども、教えていただきたいと。

私がそういう比較も片方しないと、基山が今回やるというように、朝日新聞にこれだけ載るように、大変注目しているという部分じゃ、町民の不安にもこたえるためにはきちっとした資料をぜひ出していただきたいと。私たちもそれについて勉強したいし、調べるけれども、私も副町長をどこが置いていないというのはわからないんですね。そういう資料ありますか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

条例で置いていないという資料は私も持っておりましたけれども、財政規模が、それから、その人口規模がどうかというようなところまでは調べておりません。申しわけございませんけれども、そこまでは調べておりません。それは調べる必要もあろうかと思えますけれども、しかしながら、だからといって規模的にどうだから置くべきじゃないとかなんとかというような、即判断材料にはいかがかなというふうに思っております。

それから、それだけじゃなくて、やはり置かないとか、置かないなりの部長制なり何なりというようなところもあろうかというふうには思っております。置いていないところの一つの滝沢村ですか、岩手でございましたかね、東北のほうですけども、そこなんかは、これはもう当然部長制だと思います。5万6,000ぐらいの、これは村ではありますけれども、大きなところなんですけれども、そこにも置いていないと。そこもやっぱりいろいろ試行錯誤されて、女性の副町長さん、これは大学の先生だったんでしょ、そういう方を来てもらったけれども、やはりどうもうまくいかなかったというような、それで、その以後置いていないというような話も私も聞いたこともございます。そういうことでケース・バイ・ケース、いろんなことがあろうと思しますので、どの程度の規模かというようなことは、また私自身も調べたいというふうには思います。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

3回目ですので、これで終わりますけれども、私は今回の議員になってまだ定例議会8回目ですけども、大変迷うんですね。一番迷っています。本当にこれ可決していいんだろうか、私自身賛成していいんだろうか、反対していいんだろうかと大変迷っています。なぜかという、これ先ほど言いましたけれども、人事権に関する町長の決意でもあるんですね。

その町長の決意に対して異を唱えるというのは大変難しいんですね。施策として、ほかの施策だったらいいんですけども、特にこう人事に関することについては。しかし、やっぱりいろんな部分、疑問点、払拭されないんですね。なぜ払拭されないかという、町長がいつかこういうことを言われました。古賀副町長が在籍中に置かないと言うのは、なかなか古賀前副町長に対しても言いにくい問題であったからと、10月30日まではなかなか言えなかったんだという言い方をされましたね。だから、去年のもう早い時期から副町長はやめるというふうに言われていたけれども、その場で、じゃあ、やめた後にもう置けませんよと言うのは言いにくいというふうな心遣いもあったんでしょうけれども、言われましたね。そして去年の2月には町長は町長選挙されたんですね。だから、本来、これほど重要な中身だったら、私はマニフェストにでも載せてから、本当は町民に対してきちっと説明すべきだったんだろうと。そのときに町民の方からいろんな意見が出たかもしれませんですよ。いや、町長の決意は立派だと、頑張れというふうな意見もあったかもしれません。いや、副町長をやっばり置くべきなんだというふうな意見もあったかもしれません。そういう意見を聞く中で、私はこの10月31日以降を迎えてほしかったというのがどうしてもあるんですよ。だから、そこに対して町民の方が今よく心配されているのはですね、本当に大丈夫なのかという部分に気持ちが多々あるんだろうと。私もいろんな人からそういう不安を聞きますし、どっちかというと、賛成の意見よりも反対の意見のほうが多いんですね。だから、そこをやっばり町民の方に説明するようなことが必要だったんじゃないのかなと思っております。これは町長の決意も含めてですけども、再度そういう部分を踏まえて意見を述べていただきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

まず、最初の10月までにどうというような話でございますけれども、もちろんその前から当然置くのであれば人選もしなきゃいかんというようなことで、もう9月前、9月ぐらいから大体気持ちは固めておりまして、これはもう実は副町長ともこの方向でいきたいと思えるよというようなことは話しておりました。なお、その前から本当に置かなくていいのか、仕事ができるのかと、回るのかというような調査も、これはもう内々でございましたけれども、よそを調べたりして、そして内部的にこうすればできる、事務決裁はこうすればできる

というようなことも準備を一応しておったということでございます。もっとさかのぼって、確かにもっと前に意思決定をして、マニフェストなり何なりということがやっぱり必要だと言われれば、それもそうなのかなという感じはいたしますけれども、その時点では正直なところ、2月の時点ではそこまでの強い思いはなかったと。ただ、もういよいよ4月になって、これは10月が任期だからというようなことで、本当にいろんなケース、いろんなことを考えまして、こういうケースもある、こういうケースもあるというようなことを考えまして、7月ぐらいからいろいろ調査を始めて、そして9月ぐらいにはもうある程度こうしたいというような気持ちで10月末を迎えたということでございます。もっと早くということの御指摘は、確かにそうあったかなというふうには思っております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

非常に苦渋、いろんな考えられてこの条例が出てきたんだろうと思います。最初置かないと言ったら、鳥飼議員のアドバイスもあって、条例を出されることになったんだろうと思うんです。

私とすれば、結論から言いますと、非常にすごいことだと思っております。今、チェンジをしなきゃいけないときに、チャレンジをされているんだろうと思うんですね。これは各課長さん方の御苦労も非常に多いだろうと思うんです。私が疑問に思っていることは、多く重松議員からおっしゃっていただいたんですが、危機管理上はすばらしい組織だと思います。副町長に屋上屋を重ねないことがですね。今まで危機管理をずっと30年近くやってきまして、そういう反省を持っております。

それで、ここで議会でよく出る話なんですが、疑問を持っておるのは、例えば町長、住民から選ばれた町長の統率に、我々がここで統率にまで、いや、部下を統率するのは町長の責任です。今もありますけれども、人事権の問題ですね。我々は非常に口を挟むのはどうかと思うんですが、ただ、この文書上ですね、重松議員からもありましたけれども、この前、財政上は理由じゃないよとおっしゃって、私はすごいとこう申し上げたんですが、それが文書に出てきています、一番最初に。趣旨が一貫していないんです。それは混乱をすとか、いろんなことが出てくるですね、元じゃないかと思うんです。これで町長のもとで課長さん方は、あるいは若い職員がOJTですね、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで鍛えられていく

ということは非常にいいことだし、縦割りから横糸を入れると昨日も申し上げたんですが、そういう組織は非常にいいことだと思うんです。ですから、それをぜひやっていきたいんですが、質問が2つあります。

1つは、町長のまじめで、これ失礼ですが、性格で時限立法されたんだと思うんですけれども、あれは次の第3選目のときにがらっと部長制を入れる考えがあるのかどうか、これが1点。2つは、シティー・マネジャー制度を入れる考えがあるかどうか、この2点をお伺いしたい。これからの非常に大変な時期に地方自治が来ているときに、やっぱり非常に高度な専門家を連れていくということは大事な手法だろうと思うんです。そういう手法がどこか念頭にあるのかどうか。これだけ町長のもとで各課長がいろんな仕事を分担して、横に連携を強くしてやっていこうということは大変なことだと思うんです。組織改革の大きなところだと思うんですが、将来、トロイカ方式にするとか、あるいはシティー・マネジャーを入れるとか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

3年先といいますか、将来的に部長制を考えるかということでございますけれども、現在のところは私は部長制は考えておりません。何度も申しておりますように、課長でひとつみんなやっていく、10人で考えていく、そしてその課長は係長を、係長は職員をとというような形でみんなで考えやっていくというようなこと。ただ、そこに部長じゃなくて、課長の代表制みたいな、そういうことはやっぱり会議をする中で必要なのかなという感じは持っております。したがって、4月からもしやるということであれば、そこにやはり会議の持ち方というのをはっきり打ち出したいというふうに思っております。したがって、今、いずれは部長制というようなことは考えてはおりません。

それから、シティー・マネジャーでございますけれども、やはりそういう感覚というのはこれから先やっぱり必要だろうというふうに思います。むしろそうなってくると、町長の存在否定までいくのかどうかわかりませんが、突き詰めていくとそういうことになるのかなというような感じもいたしますけれども、それも確かに言葉は聞いておりますけれども、本当に私自身も理解もしていませんし、まだそこまでは考えていないということでございます。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

代行、代理ですね、例えば国では大臣が5日以上の出張するときは代理を定める、5日だったと思いましたがけれども、代理を定めるということになっております。これ危機管理上の問題もあるんですけれども、基山町の条例を探した中では、代理、代行というのは明確に出ていないように思うんですね。これからやっぱりそういうところの組織的なものをしておくことも必要じゃないかと思うんですが、総務課長、そこらあたり制度はあるんですかね。ちょっとお伺いして教えてもらいたいんですが。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この制度につきましては、町長に事故あるときは職務代理を置くということになっていきますので、先ほど町長が言いましたように、第1順位が私で、第2順位が企画政策課長、それぞれ順番をつけてありますので、それに基づいて行っていかなければならないと思っております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

最後ですが、職務代理という言葉があるんですね。代理権と代行的の違い御存じですか、失礼ですが。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

代理権はその権限そのものですね。町長の執行権というんですか、そういったところまで渡されるということだと思っております。代理というのはあくまでも代理でございますので、後で町長の決裁を仰ぐと、そういうことになるかと思っております。（「ちょっとだけ違うですね。そういう指定があればそうですけれども、一般的に代理というのは、すべての権限を移行することになっていきますね。代行は名前だけで。決裁権が、大石さんの名前で決裁でき

るか、町長の名前で決裁するか、代理と大分違うですね」と呼ぶ者あり）（「副議長」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

はい、3回目です。

ほかに。後藤議員。

3番（後藤信八君）

私はきのうも一般質問の中でお話ししましたように、今回の決断は大変重たい決断だったと思いますが、こういうふうに考えております。トップである町長がみずから実務も含めて仕事をする体制にすると。みずからのこの行政のあり方を率先してやる気構えを見させていただいたというふうに思っております。

もともと地方自治法第158条ですか、地方自治体の内部組織については、簡素かつ効率的になるように配慮しなければならないという法律もあるわけで、町民から見たら重装備の体制ではなくて、なるべく簡素で即断、即決できる体制のほうがいろんな物事は早いわけで、そういうふうに思っています。要するに、地元の中でそういう話しても大丈夫かという意見はまだ聞いたことはありません。

そういう意味で少しお尋ねしますが、既に副町長が不在になって4カ月経過しています。4カ月もう超えていますね。その間に実際面でサービスの低下なり、ふぐあいなり、行政が停滞するという場面がこの4カ月の中であったのかどうか、その件についてひとつ伺います。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

私が申し上げるのもどうかと思いますけれども、私としましては特にふぐあいが生じたという思いはしておりません。また、逆にそれじゃ極端に本当におまえの思うようなことで進んでおるかという、これまたそうともなかなか言えない。やっぱりこれはちゃんとした組織というか、それをつくらないといけないというふうなことでございますので、現在、それを今検討して、あらかたつくっているというふうなところでございます。

副議長（池田 実君）

後藤委員。

4番（後藤信八君）

私も直接的にスケジュールの調整のミスなんかで仕事がダブったりしているとかいないとかいうケースが起こってくるやに思いますけれども、これはやっぱりいろんな調整をきちっとすれば解決できる話でありまして、この4カ月の中で行政がえらく停滞した、副町長おらんでどうなっておるということを聞いたことは一切ありませんしというふうに思っております。

それから、副町長がいない、補佐役がいないという意見が非常に多くありますが、私、何でそういう意見が出るかはよくわかりません。副町長が補佐役なのかと。組織によっては副がおるために二元性になることだってあるわけだし、副が必ず補佐役になるとは限りません。したがって、補佐は、私はここにおられる全課長の皆さんが補佐をするということになるんじゃないでしょうか。その代表が総務課長、企画政策課長という代理の権限の順番を法律で決めておるだけでありまして、全課長の皆さんが町長の補佐をすると。そうすれば何の行政の停滞も実務の停滞もないはずで、あとはスケジュールの調整とか、いろんな調整をやれば必ずやできるというふうに思っております。そういう意味で、やっぱり補佐ということについて、全課長の皆さんが補佐をするということについての思いがありましたら、よろしくお願ひします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

はい、確かに隣に副町長がいてもらえれば、それは私もまず気分的にといいますか、それから、実務的にも気楽でもあるし、実務も楽だろうという感じはいたしますけれども、しかしながら、じゃやっぱりそういうことじゃなくて、私自身がしっかり頑張っていくことが私の役目だというふうに認識をしておりますし、また、おっしゃいますように、総務課長初め、各課長が10人おるわけでございますから、そこで私も常に話す場を持ってやっていきたい、補佐してもらいたいというふうには思っております。そういう体制でいきたいということでございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

最後に、補佐という立場になる方々にちょっと決意を含めて聞きたいんですが、実在の、こういう町長さんの中には、自治体の職員の中から出て町長になられる方が各地にいっぱいおられる。ついつい課長さん方、あるいは係長さんだった人が選挙に出て町長になられるというケースもたくさんありますね。この間の長崎の市長さんだって、急遽ですけど、課長さんがなりましたね。そういう意味で、私は行政というのはやっぱり組織とか、制度政策、法律、予算、決められた予算の中で動く、仕事動く分が大変多くある部分でありますから、やる気があればきちっとそのことができるというふうに思っております。したがって、ここで総務課長ととりあえず企画政策課長にお伺いしたいんですが、万一のときには代理になる、そのときは町長になったつもりで仕事をしなきゃいけないわけですね。その気概、決意についてちょっとお二人にお願いしたいと思います。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

それは当然町長に事故あるときには、そういう町長になったつもりでしなくてははいけないとは思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

私も総務課長と同じです。

副議長（池田 実君）

ほかに。平田議員。

12番（平田通男君）

私は先ほど話されました後藤議員とは全く反対の考え方を持っています。同じ保守系の議員ですけれども、私は全く違う考え方を持っています。

というのは、小森町長が自分の政策カラーを出すためにやっていただくことは十分賛成です。賛成ですけれども、余りにも不安材料が多過ぎる。今、後藤議員は周りにそういう話がないとおっしゃったけど、私は逆に周りにそういう話が多過ぎる。果たしてできるのかと。心意気は十分わかるわけですね。心意気は十分わかりますが、その体制に持っていけるだけ

のものが本当にできているのかと。私は今の段階では全くできていないと思っています

一つ財政上の問題で話が出ましたけれども、この財政改革については、小森町長が1期目になられたときから補助金検討委員会なり、委託料の見直しなり、それを進めてこられたはずです。それが現実として数字に上がってきていないじゃないですか。例えば、委託料に関してはどんどんふえるばかりじゃないですか。現在、基山町の50億円の予算の中の委託料の占める割合というのは4億円から、現在では既に6億円近くまでなっております。その全予算の1割を占める委託料に全く手がつけられない。それでいて本当に財政改革をやっていると言えるんですか。

それから、いろんな公共事業をする場合に、ほとんどの金額が97%から98%で落札をされている。そこにも一向に手をつけられない。そこを1%でも2%でも引き下げれば、ここに出してある15,000千円ぐらいすぐ浮いてきますよ。一方では、財政改革については目こぼしとは言いませんけれども、一向に進んでいない。そしてその中で副町長を置かなければ15,000千円の経費が削減できると。町民にアピールした場合は財政改革をするということですから、だれも反対する人はいないでしょう。だから、さっき重松議員が言われたように、この案件に対して私も賛成をしようか、反対しようか、正直言って大変迷っています。迷っている最大の原因は、大英断と言うならば、先の見通しが立っていないくは大英断ではないですよ、これは。余りにも不安材料が多過ぎる。その一番大きなものは、さっきも話がありましたように、今度町村合併によって全国で幾つかの村や町がなくなっていきました。それでも例えば九州なら九州一つとってみても百数十の町があると思いますが、その中で副町長を置かないと打ち出しているところはわずかしかありません。しかも、同じ財政規模のところはないですよ、これは。その中で町長は、基山町は副町長を置かなくてもやっていけると、やっていくという心意気はさっきから言いますようにわかるわけです。しかし、現実的には本当にやっていけるんですか。結果として、この議会の中で可決をし、そしてやってみただ、途中でまたやめたと。もう既にインターネットやいろんな資料の中で出ていますね。副町長を置かないでやったけれども、いや、それは間違いだったと、やり切らなかったと。だから、改めてまた条例を改正して置くように提案された町がありますね。それは御存じですね。

それはインターネットを見てくればわかりますよ。あなたが視察に行ったところもそうでしょう。既に今議会の中で改めて置くということがまた提案されています。

私が一番言いたいのは、この時点で条例を改正してまで置かないという決意はわかります、もちろん。わかりますが、少なくともこれから先、職務代理者に大きな負担がかかってくると思います。これから先、もし置かないということが決まれば、職務代理者というのは町民が町民というのは議会ですね、代表は議会ですから。議会がそこに承認するという場面は出てきませんね。今まで町の三役等を決める場合には、教育長も含めてでしょうが、議会で信任投票があるわけですね。それも出てきません。町長の判断一人で職務代理者を決めていいわけでしょう。その辺の法律的な問題点はないわけでしょうか。それがまず1つ。

それから、実際、職務権限の内容をこれから検討していくとおっしゃっている。実際にもう4月1日から動くわけでしょう。私は、少なくともこれから半年間ぐらいは試行期間を持って、今の体制の中で職務代理者としての仕事、それから、さっきちょっと逆の意味で問題がないというような話がありましたけど、問題があり過ぎるほどあるはずですよ。職務代理者に大きな負担がかかってくる。そして、その職務代理者は課長全体を統括して、そして行政機能を発揮していかななくちゃいけないわけでしょう。すべて町長がコントロールして1人でやっていけるだけのものがあるわけじゃないですよ。その職務代理者にどのぐらいの権利を与えて、そして職務代理者が他の課長を統率して、係長を統率してやっていくための道順をちゃんと示さないと、私は絶対に精神力だけでやっていけないと思います。そのためには少なくともここ半年ぐらい試行期間を持って、そして改めて9月議会で私はこの案件は出していきたいと。現時点で私たちに賛成か反対だと問われても答えようがないというのが私の気持ちです。町長はその点についてどう考えられるか、お答えいただきたいと思います。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

今、何点かおっしゃいましたけれども、この4年間、5年間、財政改革が進んでいないということでございましたけれども、私は決してそうではないと思います。大分改革する部分はやってきたというふうに思います。しかしながら、まだまだ足りない部分はあるということを感じております。もっと削減できる部分もあるということ、進めなきゃいかんということは私も思っております。

それから、委託料でございますけれども、これは職員の数もずっと抑えて減らしてきております。委託する部分も、これも削れ、削れと、人員の削減せよ、委託も削っていかと、そ

うということではなかなか厳しい面もあろうかと思えます。職員も一生懸命やっておるということは申し上げておきたいと思えます。

それから、入札でございますけれども、九十六、七とおっしゃいましたけれども、決して私はそんな数字じゃないと思えます。九十四、五ぐらいでは来ておるし、余りにも価格を抑えると、今はもう最低制限も85というような数字も出ております。そういうふうなこともありまして、そして抑えろと言われても、業者にもっと安くせろと言うわけもまいりませんでしょうし、その辺のところはいかがかなというふうに思っております。

それから、心配とおっしゃいますけれども、心配、これは心配はつきものだと思います。変えるということについては常にやっぱり心配がついて回ることじゃないかというふうに私は思います。それをどう先を見て大義でやって、それをどう克服していくかというのはまた別問題かなというふうに思います。

それと、これから決定というような言い方も先ほどしましたけれども、大体の事務の所掌、決裁規定、このあたりはもう私自身としては固めております。これを今のうちにまだ皆さんにお示しするというのはいかがかと思っておりますのでございます。

それともう1つ、試行でございますけれども、本当の試行じゃないとは思いますが、この4カ月余りやってきて、できるんじゃないかと、できるというような確信も持ったというふうな、これも一つの試行じゃないかなというふうに思います。

そういうことだったと思えます。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

本当に財政改革できているんですか。具体的にじゃ数字を上げてください。どのくらい財政改革したんですか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

ちょっとここに手元に資料を持ち合わせておりませんので、その数字はちょっと申し上げられません。今言うことはできません。（発言する者あり）

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

できたて、すべて数字が好転したということではないとは思いますが。財政指数なり何なりというのが極端によくなったとかなんとかということじゃございません。しかし、削減する部分は削減してきたということだと思います。それはかなりの部分進んだかなと。しかし、片や小学校建設というような大きな問題もございまして、そういうことで極端にすぐに好転したと言うつもりはございません。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

さっきの委託料の問題に触れますけれども、町長は、要するに職員の数も減ったし、仕事もふえたし、委託をせんと仕事が成り立っていかんというようなお話のようでしたけれども、本当にそうなんですか。こんなにたくさん委託料を毎年毎年ふやして行って、これが本当に財政改革になるんですか。そこを手をつけ切らなければ財政改革にならないでしょうもん。

それともう一つは、いわゆる小森町政の中で独自の小森カラーを出してやっていくということについては、私はもうあくまでも賛成ですよ、それは。賛成ですけども、それをやっていく体制が本当にできているのかなと。さっき職務代理者の1番目、2番目の課長に後藤議員から問いがありましたけれども、本当に今から教育していくわけでしょう、極端に言えば。この何十年とですね、それこそちょうど70周年記念ですけども、この70年の基山町政の中で助役が入り、収入役が入り、そういう三本柱の中でやってきて、その体制を一挙に変えるわけでしょう。1人で今度やっていこうというわけだから。収入役もいない、助役もいない、その中で小森カラーを出していくためには、それだけの組織体制がないとやっていけないんじゃないですか。今、町長に聞いた範囲内では精神論だけですよ。期待する、課長たちに週1回ぐらい集まって話し合いをして協議していく、これは大事なことですよ。それを一手に町長が引き受けて本当にやっていけるんですか。私はこれから基山町政は大変苦難なときに来ると思う。その中にやっぱり町長の右にしっかりした職員を置いておかないと、私は必ず行き詰まってくると思っています。それをただ精神論だけで課長たちに頑張れ、係長に頑張れと言ってくるだけで、本当に行政組織を持たないでやっていけるんですかね。それが私の不安材料です。やっていけるとおっしゃっているんだから、それに賛成せにゃいかん

のかなという気もあります。ありますけれども、やってみたけれども、いや、またやり直しだ。現実にそういう町長が視察されたところもそうなっているんだから。そういう不安材料があるということだけ申し述べておきます。判断については後でゆっくり考えたいと思います。

副議長（池田 実君）

答弁はいいですか。（「いいです、もう」と呼ぶ者あり）鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

何名の方から御意見がっております。私もこれはもう町制70周年の年で、今までない助役、副町長制度を初めて小森町長が置かないという決断をなさって、それに伴って、この副町長の業務については町長が責任を持ってやると。ほかの課長においてもその意思決定のプロセスのスピード化とか、そういう面で町長としては各課長の意思疎通を行って行政運営をやるということ聞いております。

私、1つ大事なことですけど、町長が先ほどから話されておりますように、町長がやると。課長なり職員と身近にいるんな会合等をされて、今まで副町長がいらっしやったから、どちらかといえば、言い方はなんですけど、課長たちが甘えていた面もあったと思います。だから、今度の場合、もう直接町長と課長との接点が近くなりまして、結局、政策決定へ課長たちがもう参画するというふうな体制でぜひ今後の行政運営をやっていただければ、私はいろんな不安もありますけど、小森町長の決意で副町長を置かないというふうでやっていくということでも、私としては行政改革の一環から協力をしたいと思っております。

それで、ちょっと私気になるんですけど、提案理由に「役場内協働の推進」とありますよね。副町長を置くと協働ができないというふうな解釈になるんですよね。ちょっと私、だから、副町長がいらっしやってもいなくても協働があるということで、ちょっと提案理由の説明がはてと思ったんですけど、そういう意見だと思えます。

それと、私はこの条例自体にちょっと問題といいますか、わからないところがあるんですけどね。結局、副町長はこの条例ですね、いろんなやり方があるんですよ、この条例の提案理由の仕方が。1つは、今されているこういう提案ですね。それともう1つは、日にちを平成21年4月1日から平成24年2月19日までの間、これをすると、2月19日の前までに必ず立法、また置くか置かないかを決定せにゃいかんですね。私は先ほどの話からいくと、この特例である特例条項の日にち、これは削除されたほうが、町長がもし再選されるなり、新し

くされても、その時点でできますから、若干ずれてもですね。この場合は2月19日までに必ず制定せにゃいかんわけですね、どっちかは。しかし、この期限をとっておけば、ずっとするかせんかはまた後でもいいわけですよ。だから、町長の気持ちはようわかるんですよ、私の任期中という3年間という意味は。しかし、あえてここで制限を加えると、小森町長なり、後の町長がですよ、24年2月19日の時点で決断をせんばいかん。それ当然選挙戦がっているかどうかわかりませんが、いろんな面で非常に困難を及ぼす可能性がありますから、私はこの特例の特例、つまり3年間の特例期間を削除されたほうが町長として、後の町長なりも、私はその時点で相当町政が混乱する面もあり得るから、削除すべきと私は思っております。

それと、第2号議案、これは第1号議案と第2号議案は全く一緒ですね。これを何で2つに出す必要があるのか。この附則で副町長の定数条例は廃止するとなっていますよね。これも関連法案なんですよ。関連条例なんですよ。だから、新しく第2号議案をつくらなくて、附則のほうで改正すべきであったんじゃないかと思っておりますけど、その点についてお伺いします。町長、先ほどからの分も含めて。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

まず、ちょっと特例のは私も詳しくはございませんのですけれども、副町長がいるのといないと、いれば協働ができないのかと、そういうふうな言葉をたどっていけばそうなる言われ方もあると思うんですけれども、その辺は別に私は決してそうは思っておりません。

ただ、3年間置かないでとにかくやってみよう、そういう気持ちといいますか、きっかけというか には、やっぱりとにかく置かないでやって、できるんだという自信を持ちたいなということで置かないというようなこと、いや、むしろ置いてそうあったほうがもっといいのかもわかりませんが、それじゃやっぱりなかなかチェンジはできないと、難しいというようなことで、やっぱりもうこの際、置かないでやってみて、実践するということがないかと私は思います。その辺は難しいところだと思うんですけれども。

それから、特例を削ったほうがというか、期間を区切らないほうがいいんじゃないかと。これはもう法的には私もわかりませんが、やはり最初からの私の思いとしては、とかくこの3年間それでやるんだというような思いでございましたものですから、一応もう未来

永劫廃止するんだと、また、置くのであれば、またその時点で置く条例を設置されればいいと思うんですけれども、私の気持ちとしましては未来永劫なんて、そういうつもりも最初からありませんでしたし、とりあえずは3年間というふうなことでお願いをしておるといことでございます。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

先ほどの鳥飼議員の質問ですけれども、基山町には基山町条例を廃止する条例というのがあります。それに基づいて副町長を置かない条例の制定に伴いまして、その下に36条として、副町長定数条例を廃止するという条例を附則でつけております。ただ、これを2号議案に関して、これを附則でまたあげるといのは、ちょっと私もそれは全然考えておりませんでしたけれども、できるのかもしれませんが、一応2号議案ということで提案をさせていただいております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

2回目で終わりますけど、私、念のために言っておきますけど、この特例をしている町村というのはもうほんのわずかなんですよね、この期間を入れているのは。ほとんどの場合は後の期限を入れない置かない条例になっておりますので、提案しておって、何か今ごろと言われるかもわかりませんが、この辺は十分考えて、よければ私はここの分は削除してほしいと思っています。

以上です。終わります。

副議長（池田 実君）

質疑途中でございますけれども、かなり時間が経過していますので、休憩をしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

じゃ11時まで休憩をいたします。

～ 午前10時50分 休憩～

～ 午前11時 再開～

副議長（池田 実君）

会議を再開します。

松石議員。

10番（松石信男君）

いろいろ議論を聞いておりましたが、本来は総務委員会の所管でございますので、そこでまた議論はしたい、審査したいというふうに思っていますが、町長に直接聞きたいということで2点ほどお願いしたいと思います。

まず1つは、さっきのいろんな全協も含めまして、私の質問に対して、これは経費削減ではないと明確におっしゃいました。私は経費削減かなと、14,000千円浮くと。それを住民サービスに回すということであれば、それはそれなりにいい点もあるだろうと。いや、しかし、経費削減ではないと明確におっしゃったその後、麻生総理じゃないけれども、経費削減であると、行政改革の一環であると。これはどうしてそのようなふうに変われたのか、これが1点目。

そして2点目が、さきの21年度の施政運営方針の中で、副町長を置かないことについての所信を述べさせていただきますということで、その中にこの提案理由は述べてありますが、その上にさらに、「管理職をはじめ全職員が経営感覚を持ち町民の皆様の立場に立った行政の執行」ということがこの提案理由の中にはありません。これは町長のお考えだろうと思うんです。この中でちょっと気になるというか、わからないのが、「管理職をはじめ全職員が経営感覚を持ち」と、これは一体どういうことなのか、この2点について御説明をお願いします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

まず、確かに以前、これは経費削減のためなのかというお尋ねのときに、いや、決してそれだけじゃありません、そうじゃありませんというような言い方をしたかと思います。それは先ほども重松議員のときにお答え申し上げますように、それありきじゃないんだと。経費削減だったら、それはまた本当に経費削減のためにそんな条例まで変えるのかと、そのくら

いかというようなことも当然予測もあったということも否定はいたしませんけれども、何しろ私の思いとしては、それよりも一番最初にそういう思いになったのは、内部の組織の決定のプロセス、その辺を何とかやっぱりやっていく、これから先の基山町の役場としてはやっていかなきゃいかんという、そこに一番最初の着眼があったということでございます。それに当然経費削減じゃないというようなこと、これは幾らないと言っても、現実あるわけでございますから、当然経費の削減にはなるということでございます。

それから、もう1つさっき言いましたように、それが、そういう機能化することがもっと13,000千円、4,000千円以上の削減効果といえますか、庁舎全体としては財政的にもプラスの部分が出てくるんじゃないかというふうに私は感じております。そういう意味で、当初確かに経費削減じゃないというような言い方をしたと思いますけれども、その辺のところはお含みおきをいただきたいというふうに思います。

それから、経営感覚、経営感覚で何かということでもございましょうけれども、やっぱりコスト感覚、スピード感覚、その辺がどうもこれ制度の違いもあると思います。公務員といわゆる民間との違いはやっぱりある。あるとはいいながらも、やはりそこにはむしろ経営感覚といえますか、そういうコスト感覚、スピード感覚等もやっぱり行政としても、公務員としても取り入れなきゃいかん。また、これは逆も言えると思います。あんまりそれじゃ民間が営利主義に走っていかないと、決してそれじゃいかん。それに対する弊害も出てきておるといいますから、お互いやっぱり民間も公正であり、公平であるというような気持ちも持って、お互いがそうだというふうに思います。

そういうことでございます。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それで、経費削減ありきではないということでもあります。こういうふうなことで役場内の協働というか、職員のスキルアップとか、いろんな進めていけば結果的に経費削減につながっていくという考え方であります。

とはいえ、事実上、年間14,000千円という税金、町民のお金が浮くわけでございますので、これをぜひ町民の方の住民サービスのほうに回していくと。でも、町長の感覚からいえば、いや、借金返しだと、貯金だというような感覚かなと思っていますが、いや、きのうの私の

一般質問のように、非常に住民の暮らしは厳しくなっているし、もちろん町財政も厳しくないとは言えないでしょう。しかし、やはり一番は私たち町民の暮らしですよ。14,000千円あれば相当のものができます。ぜひそちらのほうに回していただきたい。それは要望です。

そして、もう1つの経営感覚ということで私が思ったのは、町長は民間出身だし、酒屋さんも経営されております。だから、役場職員に利益を上げろということかなと思ったので、それはないだろうと。

というのは、私も公務員出身ですから、国家公務員だったので宣誓もさせられています。役場職員の方も採用になるときは宣誓させられています。それには何て書いてあるか。これは地方公務員法にも書いてあるし、条例にも書いてあります。こういうふうに書いてあるわけですね。職員というのはどうあるべきかと。宣誓書を読みます。知ってあるから言わんでいいと言うかもしれませんが、「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。」と、「私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。」と、私、ここにあらわれていると思うんですよ。役場職員の人々の常日ごろの身分、役割、どうあるべきかというのは。だから、そのあれでコスト感覚とかスピード感覚、これは確かに否定するものじゃない。

しかし、私はここにやはり職員の人々はわかってあると思うんです。わかってあるけれども、ここに立ち戻ってどうすればいいのかということに、私は本当にここ念頭に置いて仕事に当たると、住民サービスに当たることが私は非常に大事だというふうに思っておりますので、町長はその辺どのようにお考えですか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

私もまさにそうだというふうに思います。やはり私も役場内を知らないときには、もっともっといろいろ役場に対して思うこともありましたけれども、実際入ってみるとなるほどなという面もございます。もう公正でなからにやいかんと。まず間違っちゃいかんというようなこと、それから、やはり公平でなけりやいかんと、皆さんに同じように接しなきゃいかんというようなこと、この辺のところはやはり民間とは違うなというふうに思います。だから、これは大事な部分であるので、これしっかり守っていかなくちゃいかんのですけれども、ただ

ややもすると、公平であるべきだとかというような、公正であるべきだということにかまけてとまで申しませんけれども、やはりついつい決定に手間取ったり、それから、正直なところ、それはもうやらないほうが間違いもないし、そのほうが楽じゃあるんですよ、実を言うと、正直なところ。しかし、それじゃいかんと。やはり住民のためにどうあるべきかと、何をやったらいいかと、できるようにするためにはどうすりゃいいのかというような、その辺をやっぱり考えていくということ、これはまさにお客様、消費者に接することと同じだと思います。そういう意味での経営感覚といいますか、民間感覚といいますか、そういうことも公務員には必要になってきたというふうに思います。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようでございます。

以上で第1号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第2号議案

副議長（池田 実君）

日程第3．第2号議案 基山町に副町長を置かない特例条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。平田議員。

12番（平田通男君）

ここで、今回、職務代理者を総務課長、課長序列から言って総務課長にされるということですが、総務課長の仕事の中に財政も入っているんですね。総務課長が財政も兼務してやる。しかも、そしてその中で代理、代行もやっていくということが業務上本当に可能なんじゃないか。私はそこは整備していただかないといけないんじゃないかと。財政はもとに戻すべきだと思いますが、どうお考えですか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

確かに総務課と財政と一緒にあって総務課ということで、課長の任務も広がってきたと、

ふえてきたということはあると思います。その上に総務課長に副町長の分までというようなことかも知れませんが、決してそういうことではないと。今検討しております内部規定あたりを見ましても、それはみんなで分け合おうじゃないかということでかなりの部分分散して、総務課長が会長になるとか、市議会の会長になるとか、委員会の会長になるとかというようなことは極力少なくしておるということでもございます。

それから、職務代理ということでございますけれども、これは私に何かがあったときといいますが、そういうときには職務代理としてやっぱり代理執行をしてもらわなきゃいかんということでございましょうけれども、通常はそういうことじゃなくて、私ももうかなりの部分はおるつもりでございますし、そういうことで総務課長にも若干の、それから、ほかの課長にもというようなシステムを考えておりますので、財政プラス職務代理というのはちょっとどうなのかなというふうに思います。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

それでできるということですね。総務課長で兼務してやらせていけると。それはそれでいいです、そういうことであるならば。

そうしますと、従来、今までいわゆる人事管理についてはもう歴代副町長のところで大体ずうっとやってこられているわけですね。今回、副町長を置かないということになりますと、そこはもう町長直轄と、それとも代理者のほうで一応ある程度の段階までまとめられて、そして町長と協議されるのか。その辺はどういうふうにお考えですか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

人事のことでございます。人事異動ももう目前に迫っておるわけでございますけれども、基本的に私は前から思っておりましたけれども、課長、係長まではやはりこれは私の責務だろうというふうに思います。そのほかの職員に関しましては、やっぱり課長にむしろゆだねるべきかなと。そこまですべてをこっちで掌握してということは、むしろ弊害といいますが、正直言って、そこまで知り得ていない部分もあるものですから、そこはちょっと区別を今度とするように思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第2号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第3号議案

副議長（池田 実君）

日程第4 第3号議案 基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

この条例を拝見いたしますと、「各種団体の」というのはどういうことを含んでいるのかということと、「学識経験者」という言葉が幾つかあるんですが、この基準をどうお考えかということと、公募委員をなぜ加えないのか、この3点をお伺いしたいと思います。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、各種団体の代表者ということでございますが、この件につきましては、一応老人クラブ、区長会、婦人会、民生委員の代表の方をお願いをいたしておりますが、今後につきましては、この中に新しく「町民及び」ということを入れさせていただいておりますので、その4団体というふうな形で行うかどうかは別といたしまして、現在はその4代表の方をお願いをいたしております。

それから、学識経験者とはということでございますが、これにつきましては、高い見識を持たれ、内容に精通されている方だということで選ばせていただいております。

それから、公募委員をなぜ加えないかということでございますが、今回、町民の代表の方を加えさせていただいております。この中で公募を行う、行わないということで今後は検討していきたいというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今まで図書館検討委員とか、行革懇談会、新エネルギー、いろんな委員会に加わったり、あるいは傍聴してまいりました。充て職の方というのはほとんど発言されないですね。今回の策定委員会でもそうですけれども、要するに、意欲があって知識がある人が公募されるわけですよ。協働を打ち立てているんですから、こちらから指名じゃなくてね、やはり意欲のある人、確かにこの意欲のある人というのは弊害も言われています。それはそういうプロに、準プロになりかねないという意見もあるんですけれども、やはり協働で皆さんの意欲を買おうということを町長おっしゃっているにもかかわらず、実際の現場の課長は違う考えを持っていると、こういうことはいかなものかと思うんですね。図書館検討委員とかは5名の公募でした。その後から、あとはずっと2名です。1回だけ3名がありましたね。2名削られました。やはり協働とおっしゃるからには、意欲も持って、意欲のある方は知識もある方がほとんどなんですね。どうしたいという希望を持ってある。ところが、充て職の方は言われたから出てくるだけで、イエスマンになりかねない。これではいい方向に向かわないですね。それはどうお考えですか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

図書館検討委員会とかは私はちょっと発言する立場にございませんが、老人福祉関係につきましては、やはり地域の方の御協力が必要になる部分が多々あります。そういう関係で、区長会、あるいは民生委員さん等の委員さんも入っていただいておりますし、発言もいただいております。ですから、今回につきましては町民及び各種団体の代表合わせて6名でございますので、その中身につきましては、必ずしも今回みたいに4名各種団体を選ぶということではなく、幅広くそこら辺は今後対応していきたいと思っておりますけれども、各種団体の方の必要性はそういう意味ではあると思っておりますのでございます。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

どちらにしても前にもそういう論議を聞きました。要するに、皆さんに広がらなきゃいけないから、例えば区長会から来るとかね。それは広げる段階であって、これは策定する段階じゃないんですよ。策定する段階と広報する段階をごっちゃにしているからいいものができ

ないんだと思うんです。確かに区長を入れたら、区長会から全部広がっていくでしょう。婦人会、婦人会といったって、今、3校区しかないんですね、婦人会は。17校区婦人会はないんですよ。老人会も今6校区しかないですね、連盟に入っているのは。確かに広がること、そういうことはあるかもしれない。でも、つくるということと物事をつくってあげていくということで広げることは別の事業なんです。そこんところはずっと今まで同じような手法でやっているから変わってこないんじゃないですか。

副議長（池田 実君）

答弁は要りますか。（「要りません」と呼ぶ者あり）要りません。

ほかに。品川議員。

6番（品川義則君）

私も同じような考えでございます。老人クラブというのは、町のために、町民に意見を言うための団体ではないと思っております。婦人会もそうだと思っております。逆にいいますと、婦人会とかこういうふうに衰退しているのは、なかなかこういう充て職があって大変だからという意見が多く聞いております。老人クラブも団体が減ってきております。やはりそういった本来の会をつくった趣旨と違うところで、仕事がふえて負担がふえているので、そういったことが起きているんじゃないかと思っております。

そしてまた、町長が言われておりますように、協働と、みんなでしようというときに、やはり全体のことを考えてしなきゃいけないと思っております。ですから、老人クラブとか婦人会にもお尋ねすることがあると思えますけれども、そういった精通をされた方が町内には多く採用されずに、意見を多く持っていらっしゃると思うんです。そういった大きな広くお答えを求めるためにも、充て職というのはやめて、公募のほうをもう少し大きくすることがこれから基山町が進んでいく道じゃないかと思っておりますので、意見として申しておきます。

以上です。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

これは所管でございませぬので、お聞きいたします。

今、お二人の方が言われた内容と重なるわけでございますが、委員数11人というのは以前と変わらないわけです。委員の構成内容がちょっと変わっていますね。このように、今回、

委員の構成内容が大幅と言っていいほど変わっていると思います。変わっていないのは学識経験者かなというだけで。そういうふうに変えたのはどういう理由からなのかですね。その辺について答弁ください。それが1つ。

もう1つが、提案理由の中に、前の設置条例の中にありました幹事会、専門部会、これを別に定めますので、それは削除しますと、今回はというふうな提案をなされておるわけですが、これもどういう理由で、そしてかつ、どういうふうな形で幹事会、専門部会を別に定められるのかですね。これ非常に大事な部分であります。

その2点お願いしたいと思います。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

2点今御質問をいただきましたが、まず1点目の委員の人数の変更ということでございますが、先ほど申し上げましたが、町民の代表という形が今回もとられておりませんので、まずそちらを優先的にふやしたいというのが第1点目でございます。

それと、今までは医療の関係も含まれておりましたが、今回、それが老人保健法が変わりまして、その内容が廃止されております。その関係で、医療機関の代表者の方を、今は医者の方と歯科医師の方2名を入れさせていただいておりますが、全然だめだということはありませんので、1名にそれを削減させていただきました。

それと、福祉関係、行政機関の代表といいますのは、老人福祉計画を策定するに当たりましては、県の意見を聞かなければならないということでここに入れさせていただいておりますが、これも現在は鳥栖の保健福祉事務所の2名課長さんに入らせていただいておりますが、これにつきましても統廃合されて、保健と福祉が一緒になっている部分も県のほうがありますのと、医療に関しましては次回からは省かせていただきたいと。その枠を町民代表及び各種団体の代表のほうにふやしていただいたということでございます。

それから、幹事会、専門部会につきましては、改正前の内容につきましては、これにつきましては我々内部組織の問題でございまして、これにつきましては別途要綱等で定めさせていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そうすると、今度老人福祉計画を策定する人たちの委員の内容を変えたのは、内容的に相当そのことで老人福祉計画の今までの内容と大分違ってくるのかなというふうな感じも受けるんですけども、今までの11人の委員の構成員の方で審議された内容と、決定された内容と、今度新しい構成委員の方で決定された内容が大きく変わるのかなという感じもするんですが、その辺はどうお考えですか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

この老人福祉計画につきましては、やはり国の施策、県の施策等の関連がございます。そういう関係で大幅に変えるということとはできないと思っておりますが、やはり基山町の老人福祉計画になりますので、意見としては、やはり皆さんの意見を聞かなければならないという立場で策定委員の変更をさせていただいているものでありまして、これによりまして、もう大幅に変わるということにはならないかと思っております。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

1点だけ。

具体的にどのレベルのことまでここに書いてある項目を検討されるんだと思いますが、私の住んでおる地元の実情からいうと、先般も数字いただきましたが、急速に高齢化する最トップの団地であります。この間いただきましたが、10年後には65歳以上が42.5%になるという予測を立てられておりまして、そうなりますと、極端にいうと2軒に1軒が高齢世帯という物すごく急速な高齢化が進むまちであります。そういう観点からいいまして、先ほどの非常に3年とか6年計画で立てていく、こういう形のような非常に環境整備の問題も含めて大事な問題だと思っておりますので、ぜひとも、1番のそういう人の選び方についてもやっぱりある程度、今までの高齢化地域の方たちの代表と、これから急速に高齢化する地域の代表とかね、そういう人の選び方を、こういう単純な老人会長、区長会長、婦人会長、民事協会長とかいう形にならんようにですね。本当に老人福祉について危機感を持って参加できる人材の選出にぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

副議長（池田 実君）

答弁はいいですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようでございますので、第3号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第4号議案

副議長（池田 実君）

日程第5 . 第4号議案 基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。平田議員。

12番（平田通男君）

まず、これはお願いですけれども、「地縁団体」という言葉はほとんど一般の町民には知られていないわけですね。少なくとも私ども議員なり、あるいは区長なりは知っておかなくちゃいけない言葉ではないかと思うんですが、地縁団体とは何なのかということをもとにまずひとつ説明をしていただきたいし、現在、基山町の中で地縁団体というのは幾つあって、どういうものが地縁団体として登録されているのかということについても説明をいただきたいと思えます。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

地縁団体というのは、その地域ですね、地域の組織が法人格というんですか、そういったものを取得するものでございます。それで、ちょっと数は忘れておりますけれども、地縁団体の数は全部で十幾つあると思います。あるところはほとんどがそこに財産、その組合なり地域で財産を持ってあるところが地縁団体を組織されてあります。だから、平田議員、皆さん余りお知りじゃないということですけど、そういった財産とかあるところは関心がありますので、相談にはよくお見えになっております。だから、余り知らないというのはないと思っておりますけれども、そういった財産のあるところは関心がありますので、よそから聞いたり、そういったことで役場に相談には見えられております。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

知っておかなくちゃいけないと思いますが、私どもも年1回地縁団体の総会をするわけですね。必ず地縁団体とは何かという質問が出るんですよ。集まってこられる方に、まず地縁団体とはこんなもんですよと、今課長が言われたようにですね。いわゆる私は9区に住んでいますが、9区は公民館を9区で買ったと。そしたら、その9区の全体の財産になるので、そこで生存している、もうゼロ歳から年上の方までが全員が地縁団体の会員ですよ。だから、その財産を処分するときには、分割して赤ちゃんから全部渡しますよと。そのかわり、地縁団体としては固定資産税はかからないようになりますと。そのためには、みんなの参加者、住民参加者をね、地縁団体の参加者の何分の1の出席委任状が要りますと。もうその都度赤ちゃんから全部委任状を集めてくるわけですね、現実的には。字が書けない人も代筆して、ただ数が集まったらいいというような形なんですけど、大変これ面倒くさいんですよ。そういうのをもっと簡単に受理できるようなことはできないんでしょうかね。もう形式だけの帳簿集めになるんですよ。もう考えてみても、赤ちゃんは書けるわけないんだから。その赤ちゃんの名前まで全部書かないと何分の何に達しないんですよ。そういうのがチェックをされないと地縁団体の総会を開いたということにはならないわけですね。その辺何かいい知恵はありませんか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

多分最初の同意書の関係だと思いますけれども、それは各総会のときは要らないと思います。ただ、総会に何分の何以上の出席が必要だから、委任状とかなりは当然あるとは思いますが、法的な問題でございますので、それをどうこうはちょっと私のほうではできません。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。（「設立総会だけでいいと」「そんなことなかり」と呼ぶ者あり）
（発言する者あり）ちゃんと3回目質問やってください。平田議員。

12番（平田通男君）

今の確認ですが、設立総会の時だけにその委任状が何分の何に達していないといけないんですか。そうじゃなくて、普通の総会は全く要らないんですか。要らないことない。集まっていないからだめだ、総会は成立しないというふうに必ず言いますから。要るんでしょう。要るんでしょう。ちょっと待って。もう一回確認。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

何分の何以上の出席がないと、その総会が成立しないということになっておりますので、その委任状は多分要ると思います。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようでございますので、以上で第4号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第5号議案

副議長（池田 実君）

日程第6．第5号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

まず、三六協定はあるかどうかをお伺いしたい。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

三六協定は、協定をしておりません。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

この5号議案の説明書を見たら、休憩時間が1時間になっていますね。これなぜですか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

主な理由としては、今の始業時間が8時半から5時15分までになっております。週40時間の8時間で換算すればですね。7時間45分にして今度改正することになって、例えば休憩時間を45分にすると、終わりの時間が5時になります、時間換算するとですね。ただ、今住民の方に8時半から5時15分ということが一番周知されてあるということで、1時間の休憩時間をとったのが主な理由でございます。

それと、2番目の理由としては、ここ三養基郡内、鳥栖管内、一応いろいろ話して、各市町村が始業時間と終業時間が余り変わると悪いんじゃないかという話をしまして、よその町村等に聞いたら、やはり1時間の休憩時間をとるということのでございましたので、当町もそういうことで1時間の休憩時間をお願いしたわけでございます。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

比較表を見せていただいたら、休憩時間を前15分つけていましたね。この休憩時間の本来の設置趣旨は違うんです。あれは勤務時間ですから、4時間の中間を設けなさいというのが基本なんです。それをくっつけて、よくそれが議会を通ったなど私はびっくりしているんですけども、本来、この1時間というのは労働基準法違反なんですね。何時から何時かが問題じゃないんです。じゃ5時15分までやればいい。働けばいい。8時間以上やったら、1時間の休憩をとるということになっている。6時間以上やったら45分の休憩になっているじゃないですか。それを何で労働基準法を無視して1時間に設定したのかを聞いたかったです。要するに、行政がそういう法律も知らなくて行政がやれるのかなと私疑問持っているんです。労働基準法にそう書いてありませんか。

副議長（池田 実君）

すぐに出ますか。（「はい、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）

労基法はちょっと済みません。あれですけども、うちの基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例というのがございます。その中において第6条に休憩時間というのがありまして、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合

においては少なくとも1時間の休憩時間を置かなければならないということになっておりますので、少なくとも45分ということでありますので、1時間をとっても問題はないものと思っております。

副議長（池田 実君）

3回済みしました。（「最後」と呼ぶ者あり）3回済みしました。（「いや、これ大事なことですよ。議会は法律違反してですね」と呼ぶ者あり）済みません。もう特例を認めると、全部に認めんといけないわけですから、それは後でから調整してください。（「副議長、この重みがわからないんですかね」と呼ぶ者あり）重みとかなんとかという問題じゃないと思います。（「重みですよ、これは。法律違反の条例を議会は通すことはできないでしょう」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

人事院勧告に基づいてということで、これは8時間の実労働を7.45、いや15分時間短縮すると、勤務時間を15分減らすという形で受けとめている。要は時間短縮ということになります。人事院勧告は50人以上の民間の事業所の平均がそうなっていると、1日7時間45分、1週間に38時間49分ということで調査結果が出て、人事院勧告がなされたと聞いております。

1つは、これは全国の状況でしょうか、地元ということから考えていくときに、佐賀県においては大体そのような状態に民間の状況がなっているのかどうかということが1点と、拘束時間を変えずに時間短縮ということで、一応工夫されているというふうに思っているんですが、これで時間給が上がるという形になりますので、残業代が何%かアップするという形になろうかと思いますが、その辺の状況がもしわかりましたら、よろしくお願いします。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

時短の関係は、佐賀県の状況はちょっとこちらとしては把握はしておりません。人事院勧告の民間準拠ということで、人事院勧告を尊重するといいますが、そういうことで行っております。

それと、確かに7時間45分になりますから、時間外の単価は、わずかではございますけど上がりますけれども、済みません。何%上がるか、ちょっと今手元に資料がございませんの

で、申しわけございませんけど、後でお知らせをいたしたいと思います。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

そのことで例えば21年度はもう予算としては計上するとか、これからできれば計上するとか、補正ですという形になるかもしれませんが、いずれにしても、そういう予定は今後されるということですね。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

予定はしておりますけど、当初予算はやはりなるだけ時間外を抑えるという考えでいっておりますので、それによつての上乗せというのは考えておりません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

今回の改正で、先ほども出ましたけれども、休憩時間が入っていないと。休憩時間を15分延ばして1時間にするという関係で、現行は休憩時間それぞれ15分、15分とられていますね。休憩時間、勤務時間の範囲ということで給与も支払うとなっていますけれども、これが改正したからといってわざわざ休憩時間を全部省く必要はないと思うんですね。こういう公務員の仕事は工場のああいうのの仕方と違って、ぼんと12時から1時までラインがとまると、仕事がないというふうなことではないと思うんですね。どうしてもいろんな面含めて休憩時間にも食い込んで仕事も発生しているという部分も片方あるだけに、休憩時間をできれば15時から15分はつけていただきたいと。その休憩時間がどういうふうなとらえ方、使われ方しているのかといえさまざまあるだろうと思いますね。実際、コーヒー飲むとか、たばこがあるだろうし、これは勤務時間であってもそういうのはあるかもしれませんが、こういう勤務時間の体系の中にやっぱり休憩時間を入れていくべきじゃないのかなと思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この件につきましても、民間ではほとんどもう休息時間はないということの勧告がなされております。だから、先ほども言いましたように、人事院勧告を尊重しまして、やはり休息時間というのは外したほうがいいということで外しております。

それで、休息時間、国は現実的に18年7月から廃止をしております。基山町はちょっと今回時短等の問題がありましたので、勤務時間の関係もございましたので、今回に合わせて休息時間の廃止をお願いしているところでございます。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

もしそういう理屈だったら、休憩時間を45分にして、終業時間を17時にすると。実際の時短にすると。そして今回の場合は勤務時間の8時30分から17時15分は変わりませんね。実質的にじゃどこが時短になっているのかといえば、中の休憩時間を45分から1時間にしたと。特に言いましたけれども、こういう工場のラインなんかでちょっととまるような仕事じゃないだけに、どうしても実質的には時短には私ならないと思うんですね。だから、そういった意味では、人事院勧告でも休息時間は要りませんよというふうじゃなくて、やっぱり入れておくべきだと思います。もしそれがだめなら、もう先ほども出ましたように、休息時間、今までどおり現行45分にして、終業時間を17時にすると。そして実質的に15分間の時短にもうなっていますというふうなのがこれはわかりやすいだろうと思いますけれども、この辺については、これ当然片方基山には労働組合ありますので、これは労働組合のほうとはどのような交渉をまたされているのか、説明をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この件につきましては、当然労働組合のほうにも協議をしております。そして一応話としては、こういうことでいきますということで了解を得ております。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第5号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第6号議案

副議長（池田 実君）

日程第7．第6号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

文教にかかわらず、文教でしたんですが、この設置条例はあるのか。設置条例がなくて、費用弁償だけが出てきているんじゃないかと思うんですが、ありますか。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

設置条例はつくっておりません。要綱で対応したいというふうに思っています。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

最後のほうが聞こえなかったんですが、要綱でですか、とおっしゃったですか。

要綱というのは何ですか。要するに、この中にもあるように、町民を拘束するわけ、拘束というか、それを何で要綱で決めるんですか。要綱というのは規則でも何でもありませんよ。お答えください。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

ちょっと私も余り詳しくありませんが、この要保護児童対策協議会というのは、条例とかでいう住民の方に義務を課すとか、また権利を制限するというふうなものではないというふうに思っております。町が進める事務処理を進めていく上での行政運営の指針とか、行政活

動の取り扱いの基準を定めるものというようなことで、要綱で対応させていただきたいというふうに思っております。それで、一応県のほうもそういう形で要綱として整備がされております。そういう形で、県内一応要綱で設置をされるということで、基山町としても要綱で設置をするということにしております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

要綱なり大綱というのは国にも県にもあります。これは規則じゃないんです。あくまで仕事のよりどころであって、規則に従って仕事をするときの根拠にしかない。したがって、もう一つは、条例というのは、あるいは法というのは、すべて国民なり、住民にかかわる事項は住民の代表である議会を通さなきゃいけないんです。規則、細則というのは手順事項、住民の手順事項だから、その首長が決められるんです。今回の中には住民がかかわってくるわけですから、それはちゃんと条例で決めないといけない事項です。勝手に町長が住民にかかわる事項を決めることはできないんです。町長は自分の部下がどういう仕事を手順でやっていくかというのは規則で定めるんですね。そこんところが非常に今基山町だけ見てみますと、ほかのところもそうかもしれない。要綱が規則と勘違いされています。要綱というのは、規則と並列をして、その規則を執行するときによりどころとしてやるのが要綱です。要綱というのは、5W1Hで基本的に書くことになっているんですよ。規則とは全然違いますよ。そこあたり混同されている。権限も勘違いされている。町民、あるいは国民にかかわる事項は、住民の、あるいは国民の代表である議会を通さなくてできないんです。町長の人事権というのは職員しか行かんわけですから。この町民の参加を認める、住民の参加を認めるときは、議会のちゃんとした議決のある条例でなければならない。それが原則です。今、担当課長がよく知らないとか何とか、私はこういう言葉はびっくりするんですけども、答弁を求めても仕方ありませんので、きちっとそこらあたりを、条例では何を条例で定めなきゃいけないのか、規則はどうなのか、要綱とは何かというのをもう一度ですね。

例えば、私の正面では防衛計画の大綱というのがあります。大綱はあくまで規則でも何でもありません。閣議決定もされます。重いものです。しかし、その全部の関係事項は法律で決められていきます。法律の中で防衛庁だけでやることは政令で決めていきます。そういう法体系ということをもう少しきちっとしていただかないと基山町はよくならないと思いま

す。

もう答弁要りません。

副議長（池田 実君）

いいですか。

ほかに。松石議員。

10番（松石信男君）

初めてお聞きする協議会かなと思いますので、基山町要保護児童対策地域協議会の設置目的とですね、（発言する者あり）ある、あった。資料があるということだが、済みません。何か資料をもらっているという話でございます。

済みません。せっかくですので、設置目的と構成人数をお答えください。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

この要保護児童対策地域協議会の設置目的についてでございますけれども、平成16年度に児童福祉法が改正されまして、虐待を受けた児童に対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携を図り、児童虐待等への即対応を行うということで、要保護児童対策協議会の設置の推進というのが書かれております。そういうことで、基山町としてもこれまで児童虐待につきましては関係機関と連携をとりながら対応してきたところですが、さらに迅速に対応を図りたいということで、今回、要保護児童対策地域協議会を設置したいということにしております。

構成のメンバーにつきましては、一応関係機関と要綱の中に示しておりますけど、佐賀県中央児童相談所、それから、地方法務局などの県の機関と町の公的機関、教育委員会なり、基山町の校長会、それから基山町の保育園等、それと、あとは鳥栖・三養基地区の医師会等、それから民生委員さん、それから、母子保健推進員さん等の中からの代表で、全員で一応17名ということで予定をしております。

副議長（池田 実君）

よろしゅうございますか。

以上で第6号議案に対する質疑を終わります。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

～ 午前11時57分 休憩～

～ 午後 1 時 再開～

副議長（池田 実君）

休憩中の会議を再開します。

日程第 8 第 7 号議案

副議長（池田 実君）

日程第 8 . 第 7 号議案 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

これちょっと教育長にお伺いしたいと思うんですが、今回、委員が 5 人から 3 人に 2 人減るということになりますよね。議員が 2 人引くわけですから。（発言する者あり）だれに聞くと。（発言する者あり）難しいことじゃないけん。

5 人から 3 人に減るわけですよ、そういう意味じゃ、委員がね。それで、私はてっきり 2 人減った分については補充されるというふうに思っているんですが、現状では 3 人と。審議してだれにするかというのが決定されていくと思うんです。非常に今こういう状況ですから、基山町の育英資金を要望される方はたくさん出てくるのではないかと考えているので、その 3 人でどうなるかなと。あと 2 人やはり補充、これ教育長ですか、教育長のほう、2 人補充して、5 人体制でやはり私は審議するということが必要なのかなというふうに思うわけですが、いや、もうあれですので、それについて（発言する者あり）

副議長（池田 実君）

ちょっと松石議員、（「はい」と呼ぶ者あり）この提案もあとの削減した 2 人については何も書いていないんですよ。これは教育部局の問題なので、議員提案については「「、町会議員 2 人」を削る。」という条例案ですから、私はそれについて聞いていただいてもしようがないんじゃないかなと思うんですけれども。（「そうですね。そういうことで、これも削られた状態にあるとはちょっとまずいと思いますので、あと 2 人分についてはですね。これ要望としてふやすと。一般から公募するなり、関係委員の方に入ってもらおうということが大事だろうと思います。これちょっと私の意見として述べておきます」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「いいです、いいです」と呼ぶ者あり）

よろしゅうございますか。

以上で第7号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第8号議案

副議長（池田 実君）

次に、日程第9 第8号議案 基山町污水处理施設管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。松石議員。

10番（松石信男君）

ちょっと済みません。ちょっとわからないので、教えていただきたいと思いますが、資料の12ページに改正前と改正後ということで載せてあります。それで、「きやまニュータウン污水处理施設」がこの条例の管理から外れて、「本桜污水处理施設が」入ってくるということです。私よくつかんでおりませんので、その辺についてちょっと説明をお願いします。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

こういった第2条の施設の名称及び位置の改正をお願いしておるわけですが、ただいま松石議員から御質問がありましたように、改正前はきやまニュータウン污水处理施設ときやま台污水处理施設でございました。今回、「きやまニュータウン污水处理施設」を除きまして、「本桜污水处理施設」を今回載せるわけですが、これは本桜污水处理施設につきましては前にも説明をいたしたと思いますけれども、本桜団地の污水处理施設を基山町に移管がされるということで今回上げております。

それと、「きやまニュータウン污水处理施設」を今回外したのは、当初基山町が公共下水道事業を始めましたときに、福岡県の宝満川上流流域下水道事業で行うということでもございましたけれど、当面の間、フレックスプランということでけやき台の処理場だけが公共下水道事業の処理場ということになっておりましたが、きやまニュータウン污水处理施設もフレックスプランで公共下水道事業の施設というふうにすることができるということになりましたので、今回、これを外しております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第8号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第9号議案

副議長（池田 実君）

日程第10．第9号議案 基山町立図書館設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

今回の改正で私も不自由だなというふうにちょっと思っておったんですが、筑後川クロスロード協議会内の鳥栖市、久留米市、小郡市、この方も基山町図書館の本を借りることができる。また返しには来にゃいかんですがというふうに変ったと思いますが、1つ目は、では、逆に私たちが鳥栖や久留米、小郡の図書館に行ったときに、そこで図書を今まで借りられなかったと思うんですよね。だから、借りることができるのか、これが1点と、それからもう1つ、これが7月1日からとなっているんですよね。何か準備の関係があるとは思んですが、4月1日からと大体普通なると思うんですが、なぜこの月になっているのかですね。この2点お伺いいたします。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

まず1点目につきましては、今、松石議員言われたとおり、筑後川クロスロード協議会の鳥栖市、小郡市、久留米市に登録をしていただければ、その場で借りられることとなります。

それから、何で7月1日かということですが、これは各市民、町民に周知を図るために7月1日施行にしております。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

登録すれば借りられるということですので、当然鳥栖、久留米、小郡についてもこういうふうに条例改正が一緒にされるんだろうというふうに思います。

それで、それぞれ借りるときにパターンが違うといいますが、図書カードをつくらなければならないとか、いろんな部分があると思いますけれども、こういうのも含めて統一企画といいですか、されているのかと。

もう1つは、インターネットでそれぞれの図書館の在庫状況とかを調べることができると思うんですね、基山の場合はですね。だから、基山のホームページにそれぞれこういうふうに、今回、こうしたから、鳥栖、久留米、小郡地区の図書館も借りられますというふうになれば、当然ホームページでそれぞれの図書の在庫状況とか、そういうのも検索できるようなシステムに変えていただきたいという、これは要望とあわせてから質問いたします。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

クロスロード協議会の各3市1町の登録につきましては、各市町で今までしてあった登録方法等もあると思いますので、登録証が統一されるとは思っておりません。

それから、周知の方法ですが、蔵書の件数等につきましては、今後、そういうふうなインターネット等で見られるように協議をしていきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。平田議員。

12番（平田通男君）

お尋ねですが、いわゆる筑後川クロスロード協議会の中で図書を貸し借りするというのは大変いいことだと思いますが、現実的に基山町の図書館から他の市から図書を借り出しているということはあるんでしょうか。20年度中どのくらい件数があったか教えていただきたいと思えます。あるならあるというだけで、実際あっているのかと。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

済みません。実際、基山町からよそに貸し出した冊数はあります。ただ、何冊かを持ってきておったつもりですけど、ちょっと今、探し切れませんが、貸してはおります。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第9号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 第10号議案

副議長（池田 実君）

日程第11．第10号議案 基山町固定資産評価員の選任についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。（発言する者あり）済みません。平野勉氏は対象になりますので、（発言する者あり）これは質疑です。除斥の対象になるんじゃないですか。退場をお願いします。

〔平野 勉氏 退場〕

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

基山町に固定資産評価員、地方税法の402条、404条に書いてあるんですけど、これ設置条例はあるんですかね。

副議長（池田 実君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

設置条例はございます。基山町固定資産評価員の設置に関する条例というのがございまして、第1条に「地方税法第404条の規定に基づき、固定資産評価員1人を置く。」という条項がございまして。（「あるんですね」と呼ぶ者あり）あります。（「わかりました。探して、なかったからですね」と呼ぶ者あり）あ、そうですか。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

この任命については、町の職員でなくてはならないというような内規が何かあるんですか。

副議長（池田 実君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

内規はございません。要するに、知識及び経験を有する者のうちから町長が選任するということでございます。資料につけておりますように、平野氏につきましては、51年7月から59年7月の8年間の経験を有せられておりますので、適任ということで、今回、選任をお願い

いいたしているところでございます。（「はい、ちょっと確認、もう一回確認ですが」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

ということは、一般の町民でもいいということですね。

副議長（池田 実君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

一般でも構いません。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

わかりませんので教えていただきたいんですが、もう1つ、固定資産評価審査委員会というのがありますよね。それと、この固定資産評価員のそれぞれの役割なり、任務なり、その辺はどうなっているのか。今度の員については確かに条例で1人ということになっているから、どうしてかなと思いますので、それについてちょっと説明してください。

副議長（池田 実君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

固定資産評価審査委員会で申しますと第三者的な機関でございます。と申しますと、異議申し立て等がございまして、その審査委員会の中で公平な審査をしていただいて採決していただくと、判断をしていただくという組織でございます。町とはまたちょっと別の組織と、全く公平な組織であるというところでございます。

評価員と申しますのは、町長にかわって固定資産の評価を行うということでございます。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。重松議員。

2番（重松一徳君）

ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、別に町職員でなくてもいい

と。もし民間の人がなられたら、これは評価員に対する何か報酬というのはあるんですか。

副議長（池田 実君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

これは非常勤特別職の報酬にかかわる分で、評価員については年額で142,400円の規定がございます。民間の方にお願いと、その分をお支払いすると。これ町職員であると無給であるという考え方になります。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。

じゃ除斥を解除します。

〔平野 勉氏 入場〕

副議長（池田 実君）

以上で第10号議案に対する質疑を終わります。

日程第12 第11号議案

副議長（池田 実君）

日程第12．第11号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第11号議案に対する質疑を終わります。

日程第13 第12号議案

副議長（池田 実君）

日程第13．第12号議案 町有財産の無償譲渡についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

ちょっと教えて。

これはどういう経過で町有地になっておるんですかね。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

これは平成8年3月に地域振興整備公団より寄附された土地でございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

わかりました。

それと、ちょっと資料の14ページがありますね。14ページに黒く塗ってあるところですかね。これちょっと今看板見えるところだと思うんですよね。ちょっとそれと、この位置図に対して、図面に対して思いますけど、これはゼンリンのをコピーしてあるようでございますけど、この公文書に個人情報の家もありますし、ゼンリンの著作権とか、この関係はどうなりますかね。ちょっとこれは公ですけど、一般資料としては非常にまずいんじゃないかと思っておりますけど。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

それは私のほうもうかつでございました。ゼンリン、申しわけございませんけど、これは差しかえをさせていただきたいと思います。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

この譲渡の理由が「企業進出時の条件のため。」と書いてあるんですが、要するに、町有財産を処分するときは、議会のそれぞれ議決が必要だと思うんですね。ところが、企業進出の条件のときは議会の承認ではなくて、行政と、要するに企業側が交渉されるわけですよ。その前提条件をつけることがどうなのかなと。要するに、議会の承認があつて処分を、もうあとこれ事後措置ですよ。やっているから、後で認めると、こういうことなんですけど、本来、そういう企業進出のときに、こういうことで条件するよということがどこか議会で諮られたのかどうか、この短い期間ですからわかりませんが、教えてください。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

議会では諮っていないものと思っております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

そうすると、やっぱりこの譲渡の理由が、企業進出で後追いというのはちょっとぐあいが悪いかもしれないと思いますね。要するに、処分を決めておいて、その条件に出すのは構わないけれども、決めない前に条件として出したから、条件についているから、あと認めると、こういう話なんです。町有財産の処分権の話だと思うんです。そういうこと教えてください。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

無償なり、適正な価格でない場合は、当然地方自治法の96条1項6号の規定によりまして、議会の議決を経るということになっておりますので、今回、提案をさせていただいたわけでございます。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第12号議案に対する質疑を終わります。

日程第14 第13号議案

副議長（池田 実君）

日程第14．第13号議案 町道の路線の廃止についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

提案理由でなされたかとは思いますが、13号議案と14号議案は関連しておりますので、それぞれ起点、終点、これが今回改正をされております。中には同じところもあるようでございますが、その理由についてお尋ねしたいと思います。もちろんこのことによって全体的に

町道は短くなったという格好になっています。御説明をお願いします。起点、終点が変わったのはなぜかと。番地が変わっていますよね。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この議案の上程の補足説明の中でも申し上げましたが、国道3号改良工事の完了に伴いまして、起点と終点を変更するわけでございます。御存じのとおり、国道3号は改良工事で幅員は広くなりました。それで、当然起点と終点で所在番地が変わりましたので、この起点、終点の地番を変更いたしておりますし、路線の延長も短くなっておりますので、今回、廃止と認定ということで議決をお願いしておるわけでございます。

副議長（池田 実君）

烏飼議員。

4番（烏飼勝美君）

ちょっと内容的にほとんど起点、終点の変更ですね。私は、こういう軽微な変更でも議会の議決を経る必要がありますかね。これは町長サイドでこういう委任事項等をつくって、こんな小さいところまでする必要ないと思いますけど、その辺検討されたことはありますか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

軽微と見るかどうかのことでございますけれども、この延長が変わっております。この町道の路線の要件として延長が変わることは大きな変更であると思っています。

それと、県のほうから、こういうふうな町道路線の廃止、それと、新たにまた路線の認定という手続を踏みなさいという指導がっておりますので、今回、上程をさせていただいております。

副議長（池田 実君）

松石議員いいですか。松石議員。

10番（松石信男君）

それで、基本的には現在の町道というか、少し短くなっているけれども、変わらないということですよ。そこは確認していいですね。相当変わるとね、今まで町道であったのが町

道でなくなったりすると、やっぱり住民の要求との絡みが出てきますので、基本的には変わらないということですね。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

そのとおりでございます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2 番（重松一徳君）

この場で質問していいかわかりませんが、ちょっとわかりませんので、質問させていただきますけれども、廃止と今回認定ということで出ています。例えば日渡線、これ今回、秋光川の土手に共同で区民で桜を植樹したところなんですけれども、もともと河川敷ですので、河川の所有がこれ県と思うんですね、土木事務所。だから、今回も土木事務所の許可をもらわなければならないというのがあったんですけれども、その天端はこれは町道と。町道ということは、これ町の財産なのではないかなと。もともとは河川ですので県と。今回、私は廃止が出ているので、もう町道を廃止するというだけかなと思ったら、また距離の変更があつて認定というふうになっておりますけれども、反対側の土手は町道じゃありませんからね。なぜここだけ町道になったのかという問題もあるんですけれども、こういう県との所有権の問題とかいうのは発生しないんですか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

一般的には河川堤を道路と認定するという事は、その管理をしている国なり県の許可が必要であります。

ただ、ただいま議員がおっしゃっておりますこの日渡線については、もう随分以前に町道は認定されているようでございます。町道の認定をされたころは、とにかく道と言われるものはほとんど町道に認定したというような状況があるようでございます。今のあれは絶対と言っていいほど町道には認定できないような道を町道というふうに認定されたときがあったようでございまして、そういう経緯でこの日渡線も町道になっているのではないかというふ

うに推測をいたしております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

その後に所有権の問題ですね。これは別に何も問題ないんですか。あの道は町有財産としていいと。じゃないでしょう、取り扱いが。この辺ちょっと説明をお願いします。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この河川堤については地番も入っていないと思いますから、登記簿等で所有権というのはないと思うんですよ。しかし、もともとが国の財産ですから国、そして県が管理しているものだと思うんですね。実態的に国道、県道、町道の実際の登記簿による所有者と認定している国、県、町の違いがあるのは結構ございます。だから、所有権自体はやはり国のものであると思っております。これは法定外公共物の譲与申請の範囲から外れていましたので、これは今もやはり国のものであるというふうに考えております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

できるできないは別として、今回、桜を植樹して、地元の要望として、あそこを遊歩道にしてもらいたいというふうな意見が出ているんですよ。だから、できるできないは別ですよ。そのときに、これは県に対して遊歩道にしてくれというふうに要望になるのかですね。先ほどから町道と言われているので、町に対して遊歩道に整備をしてくれというふうにお願いができるのか。どちらのほうにこれをお願いする形になるんですか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

町道に認定をしておるわけですから、町道の管理は、一般的な維持管理につきましてはやはり町だと思えます。

ただ、町道の種類は、いろいろ遊歩道とか車道とかというのはございませんで、変わらな

いと思います。ただ、遊歩道にしてくれという意味がちょっと私も理解できなかったんですけども、余り状態が悪いというときは、それなりの補修なりはすることはあるだろうと思っています。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第13号議案に対する質疑を終わります。

日程第15 第14号議案

副議長（池田 実君）

次に、日程第15、第14号議案 町道の路線の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようでございますので、以上で第14号議案の質疑を終わります。

日程第16 第15号議案

副議長（池田 実君）

日程第16、第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の21ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。松石議員。

10番（松石信男君）

歳出の項で、今回、歳出が補正で77,830千円の更正なわけですが、大体わかったつもりなんですが、特に性質別内訳を見て、簡単に言っちゃえば、消費的経費が48,000千円削減と、それから、投資的経費が56,000千円削減というふうになっています。それぞれ主な事業ですね、どういう事業が今度更正になったのかという部分ですね。それを款項目節ごとというところ大変でしょうけれども、口頭で結構ですので、そこまで言えますか。いや、主なもので結構ですから、ちょっと説明ください。77,830千円というのは結構大きいです。

副議長（池田 実君）

松石議員、事項別明細ではだめなんですか。事項別明細。（「いやいや、事項別明細でも、ちょっとこの中で77,830千円の減額になった理由がちょっと知りたいもんで。主なもので結構ですから、すぐわかりませんか。すぐわかるでしょう」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）

主なものとしては、社会教育費、学校関係が一番の主なものになっておるとっております。

副議長（池田 実君）

次は、26ページをお開きください。

本日、差しかえがあった分でございます、第2表 継続費補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

続いて、第3表 繰越明許費について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

続いて、第4表 債務負担行為補正について。松石議員。

10番（松石信男君）

債務負担行為の補正で追加がされておるわけですが、そのことについてちょっとわかりませんので、詳しくそれぞれ説明ください。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

まず、平成20年度自然保護用地借上料についてでございますけれども、これについては平成20年度の自然保護用地の借上料でございます。産業廃棄物の不法投棄防止のための自然保護用地として、平成21年度から平成30年度までの10年間の用地を借り上げるというもので、今回、減額として2,354千円の計上をお願いしております。これは5件分でございます。

それと、筑紫野・小郡・基山清掃組合の分でございますけど、平成19年度の起債分でございますが、これは起債の確定によりまして、平成21年度から平成34年度までの14年間起債償還をさせていただくものでございます。これの限度額として488,471千円の計上をお願いし

ております。

副議長（池田 実君）

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

じゃ、次に行きます。

事項別明細書の3ページをお開きください。

11款2項1目、2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

12款1項3目、5目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

12款2項1目、2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

13款2項1目、2目、4目、8目。原議員。

11番（原 三夫君）

8目の定額給付金給付事務費補助金13,410千円ですかね。これちょっと計算しますと、私が一般質問したときの世帯数の6,149世帯というふうにお聞きしたんですけど、それから計算しますと、ちょっとこっちが60千円ぐらい金額が少ないんですよね。標準的には6,141千円が基礎なんですね。それに世帯数の6,149掛け1,192円というふうな計算になるんですね、国の方針では、事務費の補助率は。そうすると、ちょっとこっちが少ないんですよ。ということは、世帯数が間違っているということになると思うんですよね。ちょっと計算してもら

ったら、そこんにきどがなふうになっておるかですね。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

御指摘のとおりでありまして、計算例としましては前回御説明しましたように、5万人以下の人口ということで自治体共通費が6,141千円、それから、世帯数が2月1日現在の6,149に世帯割額が1,192円で、議員御指摘のとおり13,470千円となりますけれども、そのうちの金ということで、今回、計上させていただいている分については13,410千円を事務費の計上とさせていただいております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

よろしいですか。林議員。

8番（林 博文君）

4節ですが、文化財保護費補助金、これの37,360千円については、毎年教育費国庫補助金がここ二、三年上がっておりますけれども、いつもこの3月では、昨年もだったと思いますが、更正で37,360千円上がっておるわけですが、余りこれを何回も延ばしよるともう補助金が来ないようになるかと思いますが、これは水門のところの、それこそ林さんのところの移転の問題じゃないかと思いますが、ことしは何回ぐらい交渉に当たられましたでしょうか。後でまた費用関係でも出てくると思いますが、ちょっとよろしくお願いします。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

交渉には3回ほどお伺いしております。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）

その3回行ってですよ、ここ2年か3年になろうと思うとですよ。同じ金額を毎年ここで補正で上げられて延び延びになって。確かに条件は、滝場のあるところなんかに移転を希望するから、そういうのを見つけてくれとか、今の建物関係の問題もあろうかと思いますが、やはりもうこの基肄城関係については公有化はほとんど90%済んで、ことしは水門の復元関

係も上げられておりますが、その件から見ればここは邪魔になっとやなかですか。その点をお聞きします。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

水門の修理に関しましては、直接邪魔になるじゃないかんですが、支障は来さないというふうに思っております。

ただ、何回も交渉に行っておりますけど、やっぱり折り合いがつかないということもありまして、こういうふうに交渉がまとまらなくて、本当申しわけないですけど、3月に交渉ということになっております。（「ちょっとこれ以上もう言いません」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

次に行きます。

14款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

14款2項2目、3目、4目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

15款2項1目。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

財産収入の関連でございますけど、昨年9月に温浴施設の使用料900千円補正されておりましたですね。それで、ことしは今のところ進出協定はされておることがあって、進出協定に基づいて補正予算の歳入を909千円だったかと思っておりますけど、計上されてありますよね。今のところ賃貸借契約はされたということは聞いておりませんから、当然私は減額

補正が出てくると思っておりました。しかし、全然出てきておりません。

それと、平成21年度の温浴施設の賃貸借の予算は1千円の頭出しになっていますね。その関連についてお尋ねします。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

今回、補正では減額はしておりません。それで、この追加の補正をする段階ではまだちょっと淡い望みを持っておりました。ところが、話がなかなか進まなくて、その後、計画の変更もちょっとあっているような感じになっております。また、3月17日に向こうの社長がお見えになりますので、その後、ちょっと話とかもしますけれども、そういった段階で、今回、更正はしておりませんが、次の、たまたまといいますか、追加の補正がございますので、そのときに落とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

烏飼議員。

4番（烏飼勝美君）

大体進出協定でまだわからないときに、9月の段階で補正予算として計上すべき予算ではないと思うんですよね。結局、調定といいますか、歳入ですから、これが900千円ならいいけど、9億円かなんかあったときはどうですかね。だから、あくまでも進出協定予定ですから、こういう予算に計上するときには、債権、債務が発生、賃貸借契約は間違いのない、その時点でもいいと思うんですよね。その時点ですべきだと思います。町長はどがん思われますか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

その辺の経理といいますか、財政の処理というのは私も余り詳しくございませんけれども、確かに発生主義、その時点でやっぱり上げるべきだろうというふうな感じは思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に行きます。

16款1項1目、3目。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

これもちょっと思いますけど、今度から町政報告の中に寄附の報告が回されて、非常に事務的にもこれ広く知られればいいんですけど、育英資金のほうは出ております。ふるさと応援寄附金については幾らですよと、九十万幾らですね、町政報告にも書いています。これは寄附者としては基山町に東京の人なりからありますけど、そういう方について、寄附者について名前を出したくないという方はいらっしゃるかもしれませんが、おれはこれだけしていると見てもらいたいという方もいらっしゃると思うんです。それによってふるさと応援寄附がまた上がるかどうか知りませんが、多くなるかと思えますから、こういうものについての個人情報で本人がせんでいいと言われる方は仕方ないですけど、それじゃいいですよという方については、もう町政報告なりですよ、その段階で個人名でも出すべきと私は思っていますけれど。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

その辺も私もちょっといろいろ考えました。ただ、広報等にはお名前は載せております、ふるさと応援寄附金についてはですね。だから、一番わかる広報でお知らせしているからいいものかなと。ただ、それと名前の公表は一人が匿名でお願いしたいと。あとはお名前はいいですけど、額はもう全部の方が公表してくれるなということもございましたので、育英資金寄附金のほうが額とか、そういったものが入るもんですから、その辺のバランスもあったもんですから、いろいろ悩みましたけれども、そういうことで町政報告は総体で額を記載させていただいているところでございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

大体わかりましたけど、住所、氏名等出していいですよという方については、私は育英資金と一緒に、議会に町政報告の中では当然出すべき性格のものと思っておりますが、広報に出したからじゃなくて、これもぜひ掲載させていただきたいと思えます。

終わります。

副議長（池田 実君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

17款1項2目、3目、9目。原議員。

11番（原 三夫君）

この基金の2目と3目ですね。財調と公共施設、合計で91,000千円ですかね。これ2つについての基金がこれだけ減ったんですが、主な要因はどこにあったのか。ちょっと私ははっきりわかりませんので、何件かあればですね。

それと、財調と公共施設の分のそれぞれの現在の基金の残高ですね。この時点でどのくらいあるのか。副議長、後で資料を出してもらってもいい。

副議長（池田 実君）

総務課長、答弁して。

総務課長（大石 実君）

基金の残高が295,254,555円で、これは財政調整基金ですね。それから、減債基金が131,989,427円、それから、公共施設整備基金が1,132,645,066円でございます。主なものでございますでしょうか。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

ちょっと今の分は資料をね、全部のやつが。

それとさっきの要因も。91,000千円の、何でこれだけ出てきたのかで。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

資料に関しましては、後ほど出させていただきたいと思います。

それと、要因としましては、歳入に対する歳出の差でございますので、小学校関係とか、

そういった学校関係ですかね、そういったものの入札減等が入ってきているものと思っております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

ほかに不用額とか、歳入歳出の差額とか、それ以外には別はないんですかね。特段のやつというのは。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

歳入がふえて、歳出、そういった入札減とかがあって、差し引きとしてそういうふうになったということでございます。

副議長（池田 実君）

次に行きます。

17款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

19款4項2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次、19款5項3目。ございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

これちょっと教えてもらいたいんですけども、太陽光発電売買代金というのは、これは小学校が今回太陽光発電をつけた部分だろうと思っておりますけれども、その下の九州グリーン電力基金助成金という、これはどういう名目の助成金なんでしょうか。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

これはエコ関係の分でございます、太陽光のほかにエコということで、この分が申請して、この額が歳入として上がっております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

わかりました。

それから、この会館主催事業入場料が今回1,242千円もこれ更正されております。入場者数が減ったというふうに言われていますけれども、この1,240千円も入場者が減ったということで、これともとの最初の計画段階に無理があったというわけでしょうか。それとも、いろんな主催事業をして、やっぱり入場者数が少なかったというふうなあれでしょうか。どちらでしょうか。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

この会館主催事業につきましては、今までの実績を加味して上げておりましたけど、今年につきましては、今度の土曜日のブルーコメッツの分とワンコイン映画の分でございますが、その2回分でございます、回数の減もありまして、今までの実績どおりいかんやったということでございます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

この会館主催の事業が計画段階で、何かよく公共事業で年度末工事とありますけれども、3月にばたばた計画を組んで予算を消化するというようなのがありますけど、どうも私は今回のこの会館主催のですね、3月に2週間ですか、続けて何か催し物をするというふうなとらえ方が本当にいいのかなと。今回から指定管理者にもなる関係もあるんですけども、これ年間事業としてですよ、もう少しバランスよく主催事業は行うべきではないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今議員指摘されましたけど、本当年間計画を社会教育予算とも協議をしながらやっていたけど、今回につきましては、ちょっと今指摘されましたように、時期的に重なったという部分もございませうけど、今後につきましては、こういうことがないようにしていきたいと思っています。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

同じ会館主催事業で聞きますが、今回、1,240千円の更正がなされているわけですが、実際、この会館主催事業を無料でやったのは何回ありますか。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

無料といいますと、一般住民向けのものは1回でございませうけど、若基小学校、基山小学校の学校生徒及び保護者の分につきましては、別に映画を無料にしております。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

1回ということですね。要するに、使用料を取らなくてやったのは1回だと。そしたら、ここで使用料を取っていれば、逆に言えば、更正はこんな数は出てこないんでしょう。その辺のとらえ方はどうなんですか。あえてね、1,240千円の更正額をここで上げて、しかも、片方では無料でやって、ここを有料で幾らかしておけばこんな数字は出てこないんでしょう、更正。そういう計画性というのはあるんですかね。例えば入場料が500円入るとして、例えば1千円なら1千円にするということであれば、そこで500千円ぐらい出るわけでしょう。そしたら、ここに1,200千円なんていう更正は出てこないわけでしょう。

そしてまた今度、これはまた次の予算にありますけど、同じような金額が上がっていますね、21年度予算に9,000千円。一つも審査はなされていない。これは財政当局も関係あると思うんだけど、査定の段階では何にもここは出ていないんですか。片方では更正して、しかも無料の主催事業を持ってきている。そして改めて新しい年度の事業には、財政が厳しい厳しい

と言いながら、また同じ金額を何の抵抗もなく上がってきている。その辺どうですか。最初から事業計画の中で無料で計画を組んでいたのが無料でしましたというのかね、それとも、収入がそういうことからすると、当日の入場数が減ったと、過去何回かやったうちの、その合計が百二十何万円なんだと。

しかも、今重松議員がおっしゃったように、このところばたばたたと事業がありよるわけです。だから、本当に計画的に1年間のスケジュールをぴしゃっと練ってね、そして大体このくらいの入場者があるだろうということなされているのか、ここは本当に疑わしいです。最初から無料が1回するというふうに決めていたかどうか、教えてください。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

文化講演会ということで年に1度は文化に親しんでもらうということで、当初から無料で町民の方に触れてもらうということで計画しております。

それと、先ほども重松議員のときも申しましたけど、確かに今指摘をされましたけど、ちょっと今回、2月、そして3月、3月と、3月は2回というふうに続けて催し物をしましたけど、これについては本当、今後、十分に協議をしていきたいと思っています。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

そうしますと、新しい年度は指定管理者制度に移行するわけですね。ただし、この町民会館主催事業、名前がこれもおかしいなと思うんだけど、今度は町民会館は主催事業はないわけでしょう。今後は教育委員会が主催するわけでしょう。そうせにや、ごっちゃごっちゃになるですよ。町民会館が指定管理でやっているわけだから、町民会館の主催事業と教育委員会の主催事業を分けるべきですね、当然。

ただ、今度の予算書を見る限りまた同じようになっている。町民会館主催事業となっている。その辺の問題もね、だから、それはまた当初予算のところでも聞きますけれども、来年度、21年度事業をする場合に、本当に9,000千円の予算が組んであるわけだから、当然綿密な計画を立てて教育委員会としてはぜひ主催してもらいたい。

そして、こんな全体の10分の1も残るようなね、こういうような更正の仕方というのは問

題があると思います。その点だけ要望しておきます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）

新市町村振興宝くじ収益金交付金ということで19,127千円上がっておりますが、これを何に使うかもう決まっておるわけですか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

いいえ、これは歳入で交付金でございますので、これを何に使うということは別にございませんけれども。（「まだ決まっておらんというわけですね。また申請すれば」と呼ぶ者あり）一般財源でございますので、これで何に使うとか、そういうことはございません。歳入として、雑入として上がってきているものでございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）

ちょっと私が聞きよるとは、2区が公民館建てかえのときに、これを利用されたとは違うわけですか、これは。はい、わかりました。

副議長（池田 実君）

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

これで歳入を終わります。

次、歳出。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

2款1項1目、2目、3目、4目、5目、6目、7目、12目、13目、14目まで。後藤議員。

3番（後藤信八君）

1目の一般管理費の、一つ郡町会負担金247千円更正すると約470千円ということで、過去

からするともうずっと大幅に減ってきておると。活動実態としてあるのかどうかということ、郡町会以外に、郡の関係の会をつくっておるのはほぼ佐賀県では三養基郡だけに近いですね。自治体がもうないですから、1市1郡1町とか。その関係から、こういう会方式で県の中で三養基郡だけですね。集まって、議会もそうですし、監査もそうですし、教育委員会もいろんな意味で郡の関係にまつわる町会というのはあると思うんですが、その辺のことも少し見直す時期に来ているんじゃないかと思うんですが、その辺のことについて見解をお伺いしたいと思います。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

それは私のほうからお答えいたしますが、確かによその事例というのは私も正直言って知りませんでしたけれども、郡の町長会というようなことで負担金を納めて、その用途なりは、やっぱり各町にいろいろ負担金とか言ってみえた場合にはそこから出すとかというような、そういう財源にもなっておるということでございます。こういうのもやっぱりそれで本当にいいのかどうかというような御指摘でございます。これはやっぱり考えていかなきゃいかんのかなという気はいたします。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

会方式にすれば、そこに会計が発生して、その会費を使う使うわない、中身の問題とか、いろんなことが出てくるわけで、情報交換の必要性があれば都度特別旅費とか、いろんな計上の仕方であればいいわけで、何かやっぱりその辺のことも、これらのことがどんどんどんどんなくなっていっておる現状はほとんどあるわけですので、ぜひとも御検討いただきたい。一つの考え方として意見、要望を申し上げておきます。

それからもう1件、このままちょっと、質問項目はその下ですけど、また手を挙げなくちゃですね。

副議長（池田 実君）

いいです、いいです、いいです。2回目ですから。

3番（後藤信八君）続

同じ項目で職員互助会補助金、これは2年ほど前に半減した話だと思うんですが、補助金検討委員会ではBランクでありますけど、廃止の強い意見がつけられたBランクというふうに聞いております。既に佐賀県の行政改革の実施状況によりますと、20市町中、9市町はもう廃止というふうに聞いておりますし、そういうことも含めて、今後の考え方について、この種の補助金を継続されることについての考え方についてよろしくをお願いします。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この件につきましては補助金検討委員会で言われるBランクで、それを受けまして2分の1にした経緯がございます、互助会ですね。その中におきましては、将来的には廃止をお願いするというような意見等も出ておりました。それで、私が思うに、確かに互助会の補助金というのは少なくしていかななくてはいけないだろうとは思っておりますけど、これもやはり互助会等と話しておりますけれども、段階的にそういったことをお願いはしていきたいとは思っております。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

補助金検討委員会の意見は、飲食費中心なので、それが続くのであれば廃止の方向へという意見がついておったと思うんですよね。だから、半額にしたために、例えばこの内容が研修中心に変わったとかね、そういういい意味での内容であれば、私はこれ以上のことを言うつもりはありませんが、今までと同じような使われ方で、ただ金額が絶対的に減っただけだということであれば、やっぱりいろんな意味で、補助金検討委員会の答申の趣旨に沿って、その中身がどうなのかということをやぜひチェックいただきたいなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

副議長（池田 実君）

答弁はいいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

じゃ次に行きます。

2款2項1目、2目。22ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に、2款5項2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次へ行きます。

3款1項1目、2目、4目、5目。3款1項すべて。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

じゃ次へ行きます。

3款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

4款1項1目、2目、3目、4目まで。4款、30ページから。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

じゃ次へ行きます。

4款2項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次、6款1項2目、3目、4目、5目。原議員。

11番（原 三夫君）

6款2項2目の工事請負費が林道維持の入札減ということで一ノ坂林道なっていますが、

1,146千円です。これは工事金額が幾らで、どういうふうになったのか。

副議長（池田 実君）

いや、まだ6款1項です。（「6款1項」と呼ぶ者あり）はい。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）林議員。

8番（林 博文君）

3目の農業振興費の19節ですが、魅力あるさが園芸農業確立対策事業補助金、これはイチゴハウス事業の日当分ということですが、1,046千円の更正ということで減額がなされておりますが、これは施設を当初見積もりされて、私が質問いたしました12月の、その分だと思っておりますが、この更正になった理由はわかりますか。ちょっと説明をお願いします。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これはイチゴ高設栽培の2件でございますけれども、これは当初1件の分が事業費としまして27,006千円で計画をしておりましたが、最終的に事業費が25,515,166円と、それから、もう1件が追加で補正をさせていただきましたけれども、そのときには25,753,636円ございました。25,754千円ですね。これが25,500千円ということで事業費自体が減になったということで、今回、両方合わせまして1,046千円の更正をお願いしたということでございます。

以上です。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）

このイチゴハウスの事業については、基山町も初めての取り組みで大変農業振興としてはいいことです。そういうことで、基山のほうも後継者の模範になるような、せっかく高額な補助を使って施設をしてあります。25,000千円もやはり30,000千円も、あの方方は中古でしたので、三養基から持ってこられたのをつけてありますが、やはり目を光らせていただいて、後で途中で投げ出さないように、せっかく補助金を使ってこういうふうな施設をされておりますので、その点、町内、また農業振興にほかの方が見に行かれるような、そしてイチゴハウスが基山にも定着するような指導も町のほうもしていただきたいというふうなことで要望しておきます。

以上です。

副議長（池田 実君）

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次行きます。

6款2項1目、2目。原議員。

11番（原 三夫君）

どうも済みません。先ほどの工事請負費でございますが、これは予定価格が幾らで、落札価格と落札率、どういうふうになっているんでしょうか。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これは林道の補修工事の関係でございますが、予算としましては当初2,934千円お願いをしておりました。支出が1,787,100円ということで、今回、更正をお願いしておりますが、ちょっと予定価格については持ち合わせしておりませんので、以上で終わります。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

いやいや、予定価格はわからんとですか。わかりませんか。私が今質問したのは、予定価格と落札価格、それから落札率、これを今お尋ねしました。（発言する者あり）（「休憩」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

じゃ暫時休憩をします。

～午後2時16分 休憩～

～午前2時30分 再開～

副議長（池田 実君）

再開します。

農林環境課長の答弁を求めます。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

済みません、貴重な時間、答弁調整のために時間をとりまして、御迷惑をかけました。

先ほど原議員のお尋ねの、まず予定価格でございますが、1,599,150円でございます。

このときの落札率でございますが、95.86でございます。

その後、設計変更ございまして、254,100円、合わせまして、先ほど申し上げました支出としましては1,787,100円ということで、あと残りの分について今回更正をさせていただいたということでございます。

以上です。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

予定価格、それから落札価格、ちょっと済みません、もう一回最初からよかですか。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

それでは、もう一度申し上げます。

予定価格は1,599,150円でございます。それから、このときの落札価格でございますが、1,533千円でございます。で、率が95.86ですね。その後に設計等の変更がございまして、それについては、先ほど申し上げた金額でございます。

以上です。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

ちょっとわかりにくいですね。というのは、先ほど予定価格は2,934千円と言われたんでしょう。そして、予定価格が2,934千円でしょう。で、落札価格が1,781千円と。その差額が1,146千円、そういうふうになるでしょう。というのは、今言われた予定価格は1,599,150円と言われたでしょう。だから、予定価格が約3,000千円でしょう、2,934千円。違うのかな。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

私が冒頭申し上げた2,934千円というのは、これはあくまでも当初予算でございます。それで、あと予定価格とか落札価格を申し上げたということでございます。

副議長（池田 実君）

原議員。3回目。

11番（原 三夫君）

これも回数制限があるんですか。

副議長（池田 実君）

あります。原議員。

11番（原 三夫君）続

2,934千円の予算ということでしたけど、予定価格が約1,600千円に下がったと。1,300千円もここで差があるわけですね。ということは、予算の作り方がまずかったんじゃないかと、そう私は思うんです。そこで差が開いたと。それで、これは何社で入札されたのか、その辺をもう1つ回答していただきたいと思います。何社で入札されたのか、それが一つですね。

それで、落札率は95.86%ということで、それはわかりました。

私がここで申し上げたいのは、先ほど基金繰入金のところでは要因は何かと聞いたときに、歳入マイナス歳出だと。要するにそういう額もいろんなことも入って、来てそこで金が余って、結局、公共施設整備基金に67,000千円とかいろいろ入れていくわけですね。プールすることはいいですよ、次の世代の、次の来るべき積立金をもって充てるということはいいいんですが、特に今こういうふうな経済の不況の中で、予算を多目にこうやって組んでおいて、余り差があり過ぎて、結局そこに物すごい不用額が出てくるわけですよ。本当はそういうものを今の状況に合わせるならば、住民生活に合わせていくなれば、もっとその辺を綿密に計画を立てていただいて、それをやはり住民サービスに回す、この辺の関連性が私はあると思っております。そう町長、思いませんか。設備基金としてためていくのはわかりますけど、今のこの大不況と言われる時期に、新年度予算も慣例としてそういうふうになっておるんじゃないかなと。そこを私はお聞きいたしておるわけです。

それで、予定価格が2,934千円で約半分近い価格なんですよ。何でこれだけ差があったのか。よっぽどの設計変更があったのかと、こういうふうに思うわけですよ。この予定価格

の約3,000千円と1,600千円、この差の大きさはどういうところにあるんですか、そしたら。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

まず当初予算の段階では概算設計をして予算を計上しております。それで、実際発注段階では、当初の概算からしますと設計変更になるわけですが、そういうことで先ほど申し上げた予定価格を決めさせていただいたということが一つと、もう一つは、指名競争入札ということで7社入っていただいて、それでやっております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

8款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

8款3項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

8 款 4 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

8 款 5 項 1 目。松石議員。

10 番（松石信男君）

町営住宅の管理費で追加に1,600千円ばかりになって、説明は若干あったんですが、詳しく説明をしてください。

副議長（池田 実君）

もう一回。松石議員。

10 番（松石信男君）

1,600千円ほど追加になっていますよね、住宅の修理関係で。詳しく説明をしてくださいということです。どこの住宅、3つ住宅があるわけですけども。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

8 款 5 項 1 目。住宅管理費で今回1,595千円の追加をお願いいたしておりますけど、11節 需用費で修繕料、それから、12節 役務費でその他手数料、それから、負担金補助及び交付金でそれぞれ追加をお願いしておりますが、まず修繕料につきましては、総務課長も説明をいたしたと思いますけれども、割田団地とか本桜団地の床の張りかえ、それから、汚水管の詰まりとか、それと、園部団地の外壁修繕等が修繕料で今回お願いをいたしております。

それと、役務費407千円追加をお願いしておりますけど、これはその他手数料でございます。今回追加をいたしましたのは、町営住宅のアスベスト調査業務手数料でございます。

以前このアスベストの問題がかなりクローズアップされたときに、日本国内では石綿アスベストは白、青、茶の3種類のみと考えられておりました。しかし、新聞等で御存じだと思いますけど、最近になって建築物の吹きつけ材からトレモライトなどが検出をされております。で、改めてもう一度アスベストの調査をするようにということでございましたので、今回、その他手数料で407千円をお願いいたしております。

それと、19節 負担金補助及び交付金で本桜団地汚水処理施設等監理業務負担金で663千

円また追加をお願いしておりますけど、これは12月にも本桜団地の汚水処理施設等の管理業務負担金で追加をお願いしておりましたけど、これもまた改めまして 改めといたしますか、追加をお願いしております。

これは主に、前回お願いをいたしておりましたのは移管に伴います本桜の処理施設の分でございましたけど、今回は後年度負担分についての額が大体決まりましたので、今回は663千円をお願いいたしております。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

9款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

10款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

10款2項1目、2目、3目、4目、5目。後藤議員。

3番（後藤信八君）

若基小学校の振興費で教材備品が5,615千円の減ということで、これは9月議会のときに12,000千円の予算化したときに随分やりとりがあった項目であります。当初41台分で12,000千円、何でそんなに高いんやという話になって、入札で対応するというのを聞いておりましたけれども、その当時の本体9,680千円、周辺価格約2,500千円という説明を受けましたが、これがほぼ6掛け以下、これだけ大きく入札減ということは喜ばしいことかもしれませんが、逆に言えば、先ほどの話と同じで、12,000千円という予算そのものが全く甘い立て方ではなかったか。そのときから、大体パソコンは1台240千円も250千円も予算計上しなきゃいけないようなこと自体がおかしいということで随分意見が出たと思いますが、その辺の見積もり

と結果についてどのようにお考えか、よろしく申し上げます。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

9月議会のときに後藤議員からそれは指摘されておりました。この入札残でございますけど、周辺機器とパソコンで減額になったわけですけど、1つはパソコンの認証関係で、顔認証をするとかスキャナ関係、それから、周辺機器では電子黒板等々のものをお願いしたいということでもございましたけど、認証についても、そういう高度な認証は必要ないだろうとか、いろいろそういう関係がしなくていいというようなことで、周辺機器、それから、パソコン関係の減額になったわけでございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

先ほどの原議員の入札の問題と一緒に、やっぱり学校関係はとりわけ電話の問題にしる、少しそういう事業の専門家がいなかどうかということがあられるかもしれませんが、全体に予算の組み方が少し我々の常識からすると甘いというんですか、そのようなことがあると思います。

学校教育もある程度そういう経営、事業という観点からいうとシビアに予算化していただきますように、そのことでやっぱりそれ以外に使える予算が発生するのしないのという話になるわけで、ぜひこのことについては、くれぐれもよろしく要望しておきます。

副議長（池田 実君）

ほかに。品川議員。

6番（品川義則君）

同じ項目でございますけれども、当初12,000千円という予算が上がっておりますけど、この予算計上の形ですね、学校等からの要望のとおり上げられたのか、それとも教育委員会で要望が上がってきて、それを精査してこの12,000千円となったのか、その点についてお伺いいたします。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今言いましたように、学校からの要望もありますけど、教育委員会としてもいろんな内容を聞いて精査しております。その中で、今回9月に12,000千円お願いしますということで、学校から要望が上がったまんま等ではございません。やっぱり教育委員会が中に入って中身を調査して、精査してお願いをしているということでございます。

副議長（池田 実君）

では、次に行きます。

10款3項1目、2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

10款4項1目、3目、4目、5目。重松議員。

2番（重松一徳君）

3目の13節、17節、関係ある部分でもあるんですけども、歳入のほうでも更正されて、歳出のほうでも更正されております。用地買収不成立ということですけども、用地買収については、今後もう完全に断念したというふうなとらえ方でしょうか。いや、まだ今から先も引き続き交渉に当たりますというふうなとらえ方でしょうか。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今後も交渉には当たっていきたいと思っておりますけど、ある程度中身が決まってから、また国、県のほうにはお願いをしたいと思っております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

その関係があって21年度予算には入っていないんだらうというふうに思いますけれども、引き続き交渉をするということでしたら、やっぱり当初予算にもある程度入れてしていかなければというふうにも思っております。

それで、先ほど水門の修復工事には別に支障を来さないというふうに言われておりますけれども、あの水門周辺一帯は、今から先　今回は水門だけ修復でしょうけれども、水門周

辺一帯は、やはり周辺を含めて整備していくためには、どうしてもこの土地もやっぱり購入しないと、今まであれだけのお金を 7 億円でしたか、入れてから今まで購入をしていますけれども、本当一番あの水門周辺というのが基肄城跡の中では大事なところだと思うんですね。

だから、12月議会でも少し質問しましたがけれども、当初の保存整備計画は、あの水門周辺が一番最初に購入する計画だったと思うんですね。しかし、今日までおくれたという部分があるだけに、やはり交渉については継続して行ってもらわないと、せっかく今までの苦労が泡になりはしないかなというふうに心配もしておりますので、ぜひそういう面では引き続き交渉をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3 番（後藤信八君）

同じ項目ですけれども、3 目の17と22、更正の中身ですけど、補助金のほうは予算と同額を更正しておりますが、公有財産購入費のほうの用地及び立木の購入費については、予算12,669千円に対して10,151千円更正と。差額2,500千円ぐらいありますけれども、これは、先ほど買収できなかったものとは別に何か用地買収とか立木購入が発生したのかどうか。発生する予定なのか。その辺のことをお願いします。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

この件につきましては、もう一方いらっしやいまして、その方は承諾をいただいたということで、用地と立木代を今回支払いしております。

副議長（池田 実君）

林議員。

8 番（林 博文君）

関連で、先ほど私も補助金を更正で、またことしも次の年に繰り越してあるということで、また上がってくるかと思いますが、鳥栖市が火葬場を今度は上げるわけですよ。そして、もう早速今度の6月から策定委員会なり、また、工事整備に委員会等もつくっていくというような形で今後指定を受けるというような形で、今回の3月議会にかけてあります。

そういうふうなを見ると、基山町は本当にこれはぼやぼやしよると、もう今までの名護屋城とか吉野ヶ里とか、今度は鳥栖市にこれはとられるおそれがあるわけですよ。だから、ことに本当にせっかく基肄城整備が教育委員会で立派に平成3年ぐらいですか、できておる計画を、もうそろそろ公園整備に委員会等も立ち上げてしてもらわないと、毎年交渉ができなかったということで延び延びになると、今度本当に鳥栖市のほうが、もう7月に正式に上げていくということで新聞にも載っておりましたので、その辺も勉強しておってください。よろしくをお願いします。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

同じところですけども、現在、教育委員会の中で文化財の担当職員は何名ですか。できましたら、私が知っている範囲内、毎年毎年減ってきてるんですね。極端に言ったら、文化財担当の職員は今1名でしょう。以前は3名で対応していたわけですね、文化財担当。しかも、もう何回も言っておるように、佐賀県の特別史跡というのは3カ所しかないんですよ。名護屋城と吉野ヶ里と、それから、この基肄城。この3つが特別史跡として認められているわけですね。それに対して、文化財担当職員を毎年毎年減らしていったら、そして3年連続こういう形で補助金を更正しなくてはいけないという実態ですね。それをどうとらえているのか。これは教育長、まず答えてください。本当に基肄城が基山町のシンボルであり、特別史跡であり、これを前向きに保護していこうとしているのかどうか。それをたった1人の職員でやっていけるんですか。やっていけない結果として、毎年こんな形で更正している。もう更正するのが当たり前になつてるでしょう、ここ3年ぐらい。

今聞いたら、先ほどの林議員の説明だと、3回ぐらい交渉したと。3回ぐらいしかできないわけでしょう。その文化財担当職員は基肄城だけに当たっているわけではないでしょう。いろんな史跡の保存整備、測量等もやっておるわけですよ。今の教育委員会からすると、これは片手間の仕事ですよ、基肄城は。そんな状況で本当にいいんですか。まず教育長、見解を問います。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

交渉につきましては、相手がおりますものですから、これはなかなかうまくいかないところもあって、これは数の問題じゃないと私は思います。確かに3回ほど行っておりますけれども、その間には課の中でも協議をしております。どういうふうにしたらいいのかというふうなこと、なかなかうまくいかない。それは文化財担当職員の数が多いにこしたことはありませんが、今のような状況でございますので、これからも努力していくという以外には申し上げられないと思います。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

今基山町史の編さん事業をやっていますよね。これも文化財担当職員の仕事でしょう。町史編さんという大きな、そして片方じゃ基肄城を抱え、そして何か文化財調査をしなくてはいけない緊急時が発生した場合には現地に行って文化財の調査をする。そういう仕事を本当に1人でやれるんですか。その辺の整理をしないと、これは積極的な事業としては展開できないですよ。

さっき林議員が言われたように、よそでは体制をつくってやってきておるわけですね。基肄城を本当に積極的に整備を図っていこうというならば、基山町がそれだけの意向を示さないと、国や県は動くわけがないですよ。

そしたら、具体的にこの基肄城の保存整備について、県あるいは国と何回交渉したんですか。何にもしないで同じことをずっと繰り返してきて、そういう体制の中で、本当に前向きに基山町のシンボルといつも言っている基肄城保存整備に向かっていけますか。これは職員の配置については町長にもいろんな町長が教育委員会に職員を派遣するわけですから、町長はその辺どうお考えですか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）

今ほど出ております公園整備、これにつきましては、私も、これはもう前にも申しましたように、基山町の使命だというふうなことも申しております。したがって、これは本当にしっかり取り組んで何らかの整備をしなきゃいかんというようなことは思っております。

しかしながら、お滝場に関しては、やはり教育長も申しますように相手あることで、もう

大分お願いもしておるようでございますけれども、なかなかやっぱりその人たちはほかのところというようなわけにもいかんということで、非常に難航しておるというようなことでございます。

しかしながら、それ以外といいますか、あそこを外した水門、もうこれはそれで独自でやらなきゃいかんというようなことで、今度調査してもらおう。そして、次に修理にかかろうというようなことを考えてはおります。そういうことも県のほうにはお願いはしております。県知事にも直接私も何度も言いましたし、それから、東部関係でもそれを、もう3号線もできたから、次はもうとにかく基肄城だというようなことで、それをお願いしようというようなことで話し合っ、会議の中でも言ってもらったという経緯もございます。

そこで人員なんでございますけれども、それが常時本当に人員、何人も張りつけてというようなことがどうなのかというようなことは、これからもやっぱり考えていかなきゃいかん。確かに片手間、1人でできるというようなことじゃないとは思いますが、それをどういう体制でやっていくかと。そこにまた常時2人、3人と張りつけておくのがベストなのか、その状況に応じてやるのがいいのか、その辺はまた状況を見ながら考えていきたいと思えます。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

10款5項1目、2目、3目。重松議員。

2番（重松一徳君）

10款5項3目、この3目、学校給食費は新たに給食センターをつくって立ち上げた項目でありますけれども、11節の需用費、これは給食センターができて、補正予算で352千円組まれて、今回また600千円の追加と。まだ何カ月かしか稼働してできていないのに、何でこんなに600千円も燃料費を使わなければならないのかというのが1点と、もう一つ、13節の委託料の除害施設保守点検業務委託料、これは初めて今回出た項目だろうと思えますけど、これはどういう中身の委託か、この2点について説明をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

まず需用費の燃料費の追加でございますが、これは食器関係を洗うところのほうに本当思ったよりお湯を使うということで、本当は申しわけないんですけど、見積もり不足でございます。

それから、この除害施設関係の330千円につきましては、給食センターが今回稼働したわけですけど、その施設の大きさによって、流れたときに油等が出ないように一時ためますをつくって、そこに流して、それから下水のほうに流すと。下水のほうに油等が流れないようにということで、施設の面積等の大きさによってこれを設置しなければならないということで、今回補正をお願いしているところでございます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

よくわからなかったんですけども、これ点検の業務委託料ですよね。だから、この施設そのものはもう今あるんですね。そして、このためますの保守点検を委託しているというふうに、これは最初からこういう点検というのは、必ずこれ浄化槽の関係ですので、最初からわかっていたことじゃないんですか、この設計段階から。そういうわけではなかったんですか。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

この分につきましては、先ほど言いましたように、一応浄化をして下水に流すというもので、先ほど言いましたように、給食センターの施設の大きさ等によって違います。それによって、この除害施設はつけておりましたけど、その保守点検というようなことを今回しなければならぬということをお願いしておいて、先ほど言いますように、直接下水に流せないということで、今回この分の保守点検をお願いしているところです。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

よろしいですか。以上で第15号議案の質疑を終わります。

日程第17 第16号議案

副議長（池田 実君）

日程第17．第16号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の28ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次は、事項別明細書。

3ページをお開き願います。

3款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

3款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

9 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で歳入を終わります。

引き続き歳出。

1 款 1 項 1 目、2 目、3 目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

1 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

2 款 1 項 1 目、2 目、3 目、4 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

2 款 2 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

5 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

7 款 1 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

8 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

8 款 2 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

最後に予備費、12 款 1 項 1 目。鳥飼議員。

4 番（鳥飼勝美君）

予備費でございます。9,377千円でトータルの93,863千円ということで、国保会計としては相当多い予備費が出て、これがこのままいくと、来年の繰越金として歳入に上がるわけですけど、非常に喜ばしいことだと思います。今後のことでもありますけど、現行のインフルエンザとかいろんな病気に対応ですね。非常に約1億円近くの繰越金が見込みでございますけど、これを来年度の医療費でございますから、どういうふうな動きがあるかわかりませんが、現在、財政調整基金が国保会計は全くないわけですね。で、ことしの9月の補正時点でこの93,863千円の方でもし全額繰り越したときに、来年度について、この分を今後の医療財政のために財政調整基金積み立て計画なり、その見込みはどういうふうと考えてありますか、課長は。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今回9,377千円の予備費の追加ということで、議員御指摘のとおり、おおむね1億円程度の予算計上ということになっております。医療費につきましては何があるかわかりませんが、これが来年度にそのまま繰り越せるかどうかはわかっておりませんが、実際の過去4年程度の伸びを見ますと、19年度まではやっぱりのんできておりました。今回につきましては、これはまだ12月現在でございますから、あと1月と2月までわかりませんが、月平均で見ますと前年度より若干落ちております。ですから、そういう関係で今回税額の改正もお願いいたしまして、予備費のほうが出てきたという結果だと思っておりますが、来年こういう形で

例えば1億円程度繰り越せたと仮定いたしますと、できますならば半分程度は財政調整基金に積み立てをさせていただいて、今議員御指摘でございますが、一応正確に申しますと21千円程度でございますが、これにできれば積み立てをさせていただいて、今後の医療費の何があるかわからないとき、例えば出たときに対しての対応をこの財政調整基金でさせていただければと思っております。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

以上で第16号議案に対する質疑を終わります。

日程第18 第17号議案

副議長（池田 実君）

日程第18．第17号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の32ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

事項別明細書の3ページをお開き願います。

歳入。

6款3項3目．雑入。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に歳出、4款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第17号議案に対する質疑を終わります。

日程第19 第18号議案

副議長（池田 実君）

日程第19．第18号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の35ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

それでは、事項別明細書の3ページをお開きください。

1款1項1目、2目。林議員。

8番（林 博文君）

この後期高齢者医療制度というのは、昨年の10月からこれは徴収が始まったようですが、県内の3,452人が延滞で、後期高齢者医療制度で現在、相当延滞金をまだ納めていない方がおられるということで、県のほうも相当頭を悩まされておるようです。

理由については、生活が苦しくなって払えないケースとか、年金から徴収されるという誤解から納付されていない、自分は納めよったと思ひよったとか、寝たきり老人家族に督促状を出して対応しておらないというようなことで、これが1年以上延滞すると、原則保険証を返還しなくてはならないということで無保険になるわけですが、基山町はこういうのはどのような対応をされて、現在滞納額、滞納件数、県は3,452名ということで、金額も27,000千円ということをつかんであるようですが、基山町のほうはどんなですか、この2カ月間の。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

資格証の発行とかは、今のところまだ1年たっておりませんので、どういう形で進めるかは広域連合のほうで協議をいたしております。広域連合が直接発行するものか、市町のほうで該当する人は発行するものかというのが今検討なされておまして、当然該当する方には発行するという前提で今協議をしているところでございます。ですから、これは1年たってみて、その状況によって判断がなされるものと思っております。

それと、対応につきましては、今800千円程度でございます。件数的には20件程度だったと思います。お一人の方が結構額が大きくて、その方がある程度納めていただければ大分徴収率が上がるんじゃないかと思っておりますが、今のところはそういう状況でございます。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）

20件あるということで、金額的には800千円ということですが、1人の方がということですが、先ほど私が理由を言いましたように、やはり寝たきり老人家族に督促状を出しても、そういうようなのには本人が応じてくれないというのも1つの例だそうです。そういうようなところはどこまであるのかなというふうにも思うわけです。

それから、年金からの徴収を、場合によっては、これを普通徴収家族の分からもらうようになれば、今度は家族の分が所得税の申告のときの控除とかそういうのに使えると思いますが、そういうふうな指導はなされておるわけですか。また、寝たきり老人家族のところにも督促状を出したままで、職員が出向いてお願いするとか、そういうような対応をされておるわけですか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず所得税の控除につきましては、個人課税でございますので、基本的には個人の方、それを納めていただいた方が控除ということになります。特に年金天引きになりますと、当然個人の方の ですから、お金を例えば世帯主がかわって控除されるとかいう制度ではございません。

それから、今のところ寝たきりの方に督促状を出した経過というのはうちのほうではございません。今後は、そういう方がいらっしゃった場合には何らかの対応をさせていただきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

次に行きます。

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

6款4項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次、歳出に行きます。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようでございますので、以上で第18号議案の質疑を終わります。

日程第20 第19号議案

副議長（池田 実君）

日程第20．第19号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の38ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次は、事項別明細書の3ページをお開きください。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

2款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

6款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

8款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

歳入を終わります。

次、歳出。

2 款 1 項 1 目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

2 款 2 項 1 目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

最後に 3 款 1 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第19号議案の質疑を終わります。

日程第21～25 第20号議案～第24号議案

副議長（池田 実君）

日程第21．第20号議案より日程第25．第24号議案までを一括議題とします。

これより平成21年度予算に対する総括質疑を行います。申し出がありませんので、終わります。

日程第26 予算特別委員会の設置について

副議長（池田 実君）

日程第26．予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、予算特別委員会の委員の数を11名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、副議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

御異議なしと認めます。よって、副議長において予算特別委員会の指名を行います。

予算特別委員会委員には、大山勝代君、重松一徳君、後藤信八君、鳥飼勝美君、片山一儀君、品川義則君、林博文君、大山軍太君、松石信男君、原三夫君、平田通男君、以上でございます。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

副議長（池田 実君）

ここでお諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委員会、基山小学校改築特別委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後3時25分 散会～